

平成21年第3回美祢市議会定例会会議録(その3)

平成21年9月4日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	岩 崎 敏 行
係 長	佐 伯 瑞 絵		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	市立 病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
総務部次長	田 辺 剛	総務部次長	福 田 和 司
総合政策部長	金 子 彰	市民福祉部長	古 屋 勝 美
建設経済部長	齊 藤 寛	市立 建設経済部長 商工労働課長	藤 井 勝 巳

建設課長	矢田部 繁 範	教育長	永 富 康 文
教育委員会 事務局局長	國 舂 八千雄	消防長	坂 田 文 和
会計管理者	久 保 毅	美東総合 支所長	坂 本 文 男
秋芳総合 支所長	杉 本 伊佐雄	代表監査委員	三 好 輝 廣
監査委員 事務局局長	西 山 宏 史	上下水道課長	中 村 弥寿男
農業委員 事務局局長	古 屋 安 生	地域情報課長	内 藤 賢 治
高齢障害課長	岡 村 惠 右	経営管理課長	白 井 栄 次

5 . 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 6 佐々木 隆 義
- 7 大 中 宏
- 8 竹 岡 昌 治
- 9 南 口 彰 夫
- 10 三 好 睦 子

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第3号）以上1件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山本昌二議員、布施文子議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。佐々木隆義議員。

〔佐々木隆義君 登壇〕

17番（佐々木隆義君） おはようございます。開政会の佐々木であります。本日も5名の議員さんが一般質問に登壇されるということで、長い1日が始まりますが、御辛抱のほどお願いしたいと思います。できるだけ私は手短かに質問をさせていただきます。

それでは、事前通告に従いまして、市長さんにそのお考えなりをお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、普通交付税に占める道路橋梁費であります。平成20年度当初予算を主体として質問をさせていただきます。その理由は、20年度分は決算認定前であるということ、また21年度予算は現在執行中であるというためであります。

まず、20年度に国から交付されました普通交付税は、合併算定替えを含めて59億8,529万1,000円ありますが、市として当初予算では少な目な見積もりで58億円が計上をされております。このうち、国は交付税のうち道路橋梁費として4億6,243万7,000円を認めておりますが、この金額の算定方式は、当該年度の2年前の道路台帳に登載された市道の面積と延長に補正係数及び単

価を乗じて算出されるもので、これを旧一市二町別に申し上げますと、旧美祢市では道路面積は140万7,000平米、道路の延長は511キロメートル、これに単価を乗じますと、美祢市分は2億4,813万円。旧美東町では道路面積が74万6,000平米、道路延長が224キロメートル、これに単価を乗じますと1億1,926万3,000円に。そして旧秋芳町では道路面積が65万1,000平米、道路延長が162キロメートル、これに単価を乗じますと9,530万5,000円と小分けではなりません。この合計金額4億6,243万7,000円を一市二町別に比率にしてみますと、美祢市が53.6%、美東町が25.8%、秋芳町が20.6%であります。

以上のような算定で、国が、美祢市では道路新設改良維持管理のために使っているですよということで交付した額が4億6,243万7,000円ですが、市は20年度当初予算に2億9,159万6,000円で、国の交付額の63%しか予算化をされておられません。

申し上げるまでもなく、地方交付税個別算定どおりに地方自治体は予算編成をしなければならないという義務は負っておりませんが、それにしても63%の予算額というのは、その比率は少な過ぎます。この傾向は平成21年度の当初予算にもあらわれております。従って、これの最大の理由はどういうことがあるのか、まずお伺いしておきます。

で、この予算化率を平成22年度はできるだけ引き上げて、生活道路等の整備を促進されたいということで、そのお考えを市長さんに重ねてお伺いをいたします。

その上で、質問通告書の旧一市二町に対する予算配分、すなわち工事量の配分はどのような基準でなされたのでありましょうか。配分という言葉が適当でなければ、工事实績と申し上げます。

先ほど申し上げましたように、20年度当初予算額は2億9,159万6,000円ですが、このうち直接工事費は1億3,004万1,000円であります。この工事实績比率が美祢市では88.7%、美東町では7.5%、秋芳町に至っては3.8%しか工事实績がなされておられません。余りにもアンバランスと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、22年度予算計上において、工事箇所別の明細が議会予算審査時には公表をされるか、この点をお伺いします。この点につきましては、読んで字のごとくして

ありますので、公表する、しないで御返答をお願いいたします。

次に、総合支所の機能権限であります。まず、決裁文書の流れについて伺いいたします。美祢市事務決裁規程第4条第3項では、総合支所の分掌事務に係る決裁は本庁の部または課の合議を必要とすると定められております。従って、総合支所の担当者が決裁文書を作成した場合は、総合支所の担当課長の決裁を得た上で、次の段取りは本庁の担当課にその書類は送致される。そこで、総合支所長は部長級でありながら、担当部課長ではありませんから、必ずしも決裁文書を目にすることはないようであります。当然、庁内会議等で総合支所長は報告は受けるんでありましようが、決裁事件内容を事前に把握しておかなければならないという義務は生じておりませんが、この点についていかがお考えかをお尋ねいたします。

総合支所の専決事項でない文書でも総合支所で作成した決裁文書はすべて総合支所長へ回覧をし、閲覧、確認印をした上で本庁へ送致するという手順をとられたらいかがか伺いをいたします。

次に、予算執行権であります。予算書中、款総務費、項総務管理費、目支所及び出張所費が計上されておりますが、ここの部分は総合支所長専決で処理ができるものと思っておりますが、お伺いしたいのは、本庁担当課が管理している予算額、例えば今回のような災害が生じたときに、市道に、道に少額の被害が生じたという場合に、本庁が管理しております工事請負費及び原材料費のうち、ある一定額までは総合支所長権限で執行ができるようにすることはできないか。

当然、部課長の決裁金額は決裁規程にありますから、総合支所長が決裁をその50万円まではするということはできんことはないんだろーと思えますけれど、規程上、それはできないということになっておりますので、仮に1億の予算があれば、そのうち総合支所にはそれぞれ100万円ずつはあらかじめ配分をしておくというふうなやり方ができないか。これは予算執行関係に違反するかどうかにもなると思いますが、この点をお伺いしておきます。

また、当該年度の財務執行状況であります。総合支所ではパソコンで閲覧することは、パスワードがかかっておりますから、執行状況を知ることができません。従って、総合支所長は部長級ですから、総合支所長は本庁が管理している財務予算執行状況は閲覧ができる、パスワードを解除する権限が与えられないものかどうかお尋ねをいたします。

それと、総合支所の権限に関してですけれど、これは若干道が外れるかもわかりませんが、逓送便、本庁から各出先に送られる文書であります。逓送便は旧美祢市内はすべてに逓送便が配送されます。ただし、秋芳、美東地区においては、学校関係については配送されない。美東、秋芳の教育委員会の職員、随分職員が少なくなっておりますが、この者がそれぞれ各学校に配達をしておられるという状況ですが、これは改善される余地があるかどうかお尋ねをいたします。

最後に、遊休市有地についてお尋ねをいたします。

遊休市有地、いわゆる休んでいる土地ですけれど、遊休地の箇所数、そして現状及びその今後の利用計画等があればお尋ねをいたします。今後の点についてはまた発言席から再質問をさせていただくかも知れません。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 佐々木議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、私は市長として壇上で答弁をいたしますので、政策的、施策的なことについてのみ答弁をここでいたします。細目にわたることにつきましては再質問という形で言うだけであれば、担当部署のほうよりお答えをさせたいと。

それでは、まず1点目の普通交付税に占める道路橋梁費についてであります。

普通交付税は合理的基準によって算出をした一般財源所要額としての基準財政需要額が税収入としての基準財政収入額を超える額、これを財源不足額と言いますけれども、これを基礎といたしまして交付をされるものであり、平成21年度の普通交付税の算定における道路橋梁費は約5億5,900万円でありました。これは対前年比マイナス0.7%という状況です。

こうした中での道路予算は、市道等の応急的な改良工事も含めた通行安全上の維持管理経費、それから排水路整備などの部分的な補修を主とする道路維持費と、それから道路網の整備等の改良工事を主といたします道路新設改良費とに分けて予算計上し執行しておりますが、現在の美祢市における市道は1,081路線、全延長は641キロメートルに上ることから、その維持管理経費及び新設改良費は、経費は多額を要するものということは御理解いただけたらと思います。

議員御質問の旧一市二町に対する予算配分、工事量等のことですが の根基、いわゆる考え方についてであります。現下の厳しい財政状況においては、限られた財源をいかに有効に活用するかということが特に求められているということから、道路事業におきます各路線の整備計画については新市全域の市民生活の利便性の向上という大きな観点から、それぞれの事業の緊急性・必要性・事業効果等を総合的・統一的に十分に考慮いたして計画策定を行うというものであります。

なお、その際、当然のことながら、本庁だけでの判断ではなく、各総合支所の担当課から地域の実情等を十分に聞き、計画策定に反映させることといたしておるところであります。

従いまして、当初より地域別の予算配分を定めた予算編成を行っているのではなく、ただ、今申し上げました経費を踏まえた計画策定を行っているということから、その結果として、先ほど壇上でおっしゃいました、結果として旧一市二町それぞれの地域における事業の多寡、多い少ないがあらわれたものというふうに考えております。

今後の道路網の整備につきましては、現在策定中の「第一次美祢市総合計画」、それから「過疎地域自立促進計画」等を踏まえ、新市の一体感の醸成並びに市域全体の均衡ある発展を考慮しつつ、事業内容・概算事業費・年度区分などの事業計画を策定をすることといたしてありまして、住民ニーズに合致をした体系的な道路事業の推進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、22年度予算計上において、工事箇所等は公表されるかということについてでありますけれども、さきの6月市議会定例会の、これは荒山議員の御質問にお答えをしたかと思っておりますけれども、より一層のわかりやすい情報提供を行いたいというふうに考えておりますので、工事箇所を含め、道路新設改良費等における計画の公表に向け、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、2件目の総合支所の機能権限についての御質問にお答えをいたしたいと思っております。

市長の権限に属します事務の決裁につきましては、美祢市事務決裁規程に基づいて行っているところです。重要な事項に属するものは、市長たる私が決裁をいたしますが、副市長、それから部長、課長等にそれぞれ事務の軽重、軽さ、重さに応じて市長にかわる決裁をする権限を与えている事務もありまして、それらの事務の範

困、いわゆるこれは専決事項といいますが、専決事項についても詳細に定めておるところであります。

総合支所は、組織機構上、本庁の部と同等の組織として位置づけをしております。総合支所長は本庁の部長と、総合支所の課長は本庁の課長と同等の権限を与えております。総合支所の分掌事務につきまして、係る決裁の手續については、総合支所長または総合支所の課長の専決事項にかかわるものを除きまして、当該分掌事務を所掌する本庁の部または課の合議を経て市長または副市長が決裁をするということにしております。

この合議は、総合支所の分掌事務が本庁の各部または課の所掌する事務にすべて密接に結びついているということから、一体的な行政の運営が必要というふうと考えられるからでございます。

なお、予算の執行権については私市長に専属をいたします。しかしながら、その権限の一部を副市長、部長、課長等に補助執行、いわゆる専決をさせておるものであります。

このうち、総合支所長または総合支所の課長の専決事項に係る予算としましては、総合支所庁舎設備の維持管理に関する経費を支所費として計上しておりますが、その他の事務に係る予算は本庁で一括して計上をしております。ただし、一括計上している予算でも、総合支所が主体となって執行するための経費として一定額を確保しているところでございます。

例を挙げますと、総合支所管内で市道の軽微な補修の必要性が生じた場合には、事務手續上は本庁の部長または課長の決裁を必要といたしますけれども、実質的には総合支所長または総合支所の課長の裁量により対応をしております。

現行の事務決裁の流れは、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確であり、全市一体的な行政を強力に推進する上で適切であるというふうには考えておりますが、今後必要な見直しは常に行ってまいりたいというふうには考えております。

次に、3点目の遊休市有地の現状と今後の取り扱いについての御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の、遊休地の箇所数と現況はということについてであります。

現在、遊休地につきましては、普通財産として財政課か総合支所、総務課において管理をしております。この保有土地、これは山林を除きますけれども において

て、当面その使用目的がなく、一団の面積が100平方メートルを超える土地は、市内13カ所、合計面積は6万3,689平方メートルとなっております。この中で主なものは、大嶺町の旧アリエス縫製工場跡地約1万2,000平方メートル、旧大嶺駅跡地約1万平方メートル、豊田前町の旧テクノパーク残地約2万8,000平方メートル、秋芳町の秋芳国際芸術村入口残地約3,600平方メートルとなっているところです。

また、これらの土地の現況地目は、台帳上は宅地・雑種地というふうになっておりますが、現況は空き地となっております、草刈り等の管理を実施している状況であります。

なお、現在、新市として財産台帳の整備を進めておりますので、今年度中には台帳整備が完了する見込みでありまして、今年度末には遊休地を含めた美祢市全体の市有財産の把握ができるものというふうに思っているところでございます。

次に、今後の取り扱い計画についてであります。先ほど申しました財産台帳の整備によりまして、未利用地 まだ使っていない土地ですが 未利用地の全容が判明をいたしますので、今後これらの遊休地をどのように利活用するかを検討していく必要があるかというふうに考えております。

これらにつきましては、常に申し上げているところですが、第一次美祢市総合計画の答申を踏まえ、未利用地の有効的な活用方法等につきまして総合的に検討する庁内組織の設置が必要と考えております。この組織において、個々の未利用地について、売却を含め、利活用の方向性を検討し、具体的な計画をお示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、壇上よりの答弁を終わります。

議長（秋山哲朗君） 佐々木議員。

17番（佐々木隆義君） まず、道路予算の関係ですが、今、災害等で少額の市道が修理関係は総合支所長にできるようになっておると言われたと思うんです。その辺はちょっと確認させていただきたい。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 再質問にお答えします。

先ほど、予算自体で積み上げるときに、総合支所と担当で協議をしまして、当然、総合支所、本庁ですべての予算を足したもので総合の予算になっております。従っ

て、修繕とか今いうものについても一定の比率で見ているわけですが、金額で30万円以下になりますと建設経済課長の範疇でうちに協議のないままやることもしております。それと、予算全般にわたりますけど、予算時にそれぞれを積み上げてやっておるために、予算上、配算はしておりませんが、その当初予算に上げたものを執行することは当然のことながらしておりますので、本庁のその辺の使い道をどうこうするようなことはなく、合議等で処理している状況でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 佐々木議員。

17番（佐々木隆義君） 道路の20年度のいろいろな改良率とかそういったものを見た場合にも、秋芳町の市道の改良率は44%、美祢市は72%、美東町は62%、秋芳町の市道は改良率がわるいのに、そして先ほどいいました国から計算式ではじき出ると、秋芳町に当てはめられる道路橋梁費交付金は何ぼですよという先ほど数字を言った。それほども使ってない。

という、私も秋芳町出身の議員ですから少し淋しい思いはするなあというところなんです。だから、その辺は同じような比率で工事等に携わってもらいたい。当然、部内会議ですか、総合支所長を含めて予算編成時の打ち合わせがあると思うんですけども、それはそのときにも言っておるんだろうとは思いますが、再度その辺の、どういうふうなお考えかをお知らせください。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 佐々木議員の御質問ですが、確かにかつて一市二町、旧自治体ですね。財政状況も違いますし、現在でいう市道ですね。かつては町道であったものですが、改良率の差異が合併時に生じているということは私も認識をしております。

それと、普通交付税の話ですが、この普通交付税、壇上でもお話ししましたけれども、例えば橋の数とか、それから道路の総延長とか、それから市民の数などと非常に多岐多様にわたる数値を積み上げて普通交付税は決定をされております。この普通交付税というのは、入ってきた瞬間に真水になりまして、色がついてない財源でございます。ですから、その用途につきましては地方自治体の長たる私にその権限がゆだねられるということで、先ほど申し上げたように、市全体の振興を考えて予算を執行するという立場で今私はやらせておりますし、これから総合計画が今策

定をされる段階にあります。それから地域審議会の御意見もその中に反映をさせていただいておるといふ段階です。ですから、それらを皆踏まえまして、これからどういふふうな形でこの新市の一体感を高めるか、それから生活をしていただく上において差異が生じないような形で予算を執行していくかということを考えていく必要があるかといふふうにご考えております。

ですから、現段階での改良率を言われると、旧自治体のものをひきずっておりますから確かに差異が生じておりますけれども、そういうふうな基本的な理念のもとに、私は予算を執行するつもりでございますので、御理解をいただくようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 佐々木議員。

17番（佐々木隆義君） ありがとうございます。22年度の予算編成を楽しみにしてまいります。できるだけ、今、市長が言われたように、差異のないように、そして各地区の皆さんが、合併してよかったなあという行政、これは言うまでもなく市長が心がけておられることですから、一つその辺についてよろしくお取り計らいを願いたい。それで、今道路関係については以上で再質問を終わります。

それから、2番目の総合支所長の件、文書流れですが、基本的な考え方を市長は言われ、事務サイドで再度答弁をお願いします。

議長（秋山哲朗君） 田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 総合支所の決裁の流れは先ほど市長答弁にもありましたが、総合支所長または総合支所の課長の権限に属する専決事項以外は基本的には本庁の各部、課の中のごうぎ、合議といいますが、それを必要とするようになると。というのは、答弁にもありましたが、すべて本庁の分掌事務に密接的にかかわっているということで、本庁の部課長も総合支所でどういう事務事業をやっているかということ把握していることが必要であるだろうと。全市一体的な行政を進める上でそれは必要なことだといふふうにご考えた上での事務の流れとなっております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 佐々木議員。

17番（佐々木隆義君） 予算執行状況、パスワードが多分かかっている。そこら辺の改善策があるかないかお聞きします。

議長（秋山哲朗君） 田辺次長。

総務部次長（田辺 剛君） 今の予算のパスワードというのは閲覧という意味でしょうか。現在、それぞれの役職に応じて、どの範囲まで閲覧できるかという制限をかけておりますが、それは必要な場合は見直しができますので、その辺は電算のシステム上の問題ですので、今後改革の余地はございます。

議長（秋山哲朗君） 佐々木議員。

17番（佐々木隆義君） 余談でもないんですけど、今こちらに総合支所長、秋芳、美東の総合支所長がいらっしゃいます。そして、合併して2年、2年たったといえども秋芳・美東地域のお年寄りとかそういった方は、総合支所長といえども昔の村長、町長ぐらいの権限を持っておるといって非常にみんなから頼られておられるんです。にもかかわらず、内容的には、私調べてみると、いい武士だが、腰に下げた刀は竹みつだ、じゃないです。少しはですね、時には切れるものを、権限を与えてあげていただきたい。そのことがまた事務の流れが、ある面については今の状況がいいかもわかりませんが、そういった面で事務の流れも早く済めば再度御配慮等もお願いをしたいというふうに思います。これは事務内容のことですから、以上で質問は終わります。

最後に、遊休地ですけれど、もう私はずっと見てまわったときに、市長は草刈りもしてある。管理してある。どうも管理しちゃんないところが多過ぎる。夏草でペンペン草が伸びたところもある。あれは時には地域の方に御迷惑のかからないように草刈りぐらいはしてあげたほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、聞くところによりますと、豊田前の地区から、今の遊休地に市営住宅の建設をというお願いも出ておるようでありますけれど、あれはどねえなったやらわからんちゅうていうところの方が言われます。その辺、もし今進捗状況等がわかれば御答弁お願いします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 佐々木議員、ちょっと話が戻りますけど、両総合支所長、切れる刀を持ってないと今おっしゃったけど、両人材が切れる人材ですから、そういう総合支所長を配置をしておりますので、しっかり地元のいろいろなお話を聞いて、的確に仕事をしてくれておると思っておりますので、刀も持たしておるつもりですけども、本人自体が非常によく切れるということで御理解をいただきたいと思

ます。

それから、今の草刈りの件ですが、やはり草ちゅうのが一遍刈ってまた伸びる、刈って伸びるということで繰り返しになりますので、この伸びた瞬間を見られると市は何をしとるんかということがあるかもしれませんが、限られた予算で周りの方に迷惑がかからないようにやっておるつもりでございますから、その辺も御理解をいただきたい。

それと今、豊田前地区の市営住宅の話ですが、これは先般、今、西岡議員がそこでこっと笑っておられるけれども、御質問を受けてお答えをしたとおりでございます。私の頭の中に入っておりますので、これから、先ほどの話もしましたように、全体的な計画があります。ですから、その中で考えていこうというふうに考えています。そういうことで答弁にさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 佐々木議員。

17番（佐々木隆義君） ありがとうございます。総合支所長のいい人材だと、これはそのとおりです。いい武士だと僕はさっき言った。切れる。そのいい武士にはいい名刀を与えてほしいなという願いを申し上げたということです。いろいろなご無礼な点もあったと思いますが、以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....
議長（秋山哲朗君） この際、暫時、10時55分まで休憩をいたします。

午前10時41分休憩

.....
午前10時57分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） 開政会の中です。大変お疲れでございましょうが、ひとつお昼まではおつきあいをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、ボランティア活動に温かい支援をとということで質問したいと思います。

新市基本計画の中には、「だれもが住みたくなるまちづくり」、「開かれた協働のまちづくり」、「行政と住民が協働でまちづくり」を行うというふうに記されております。また、厳しい財政状況の中、効率的な財政運営を展開していくには、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくという必要があるというふうにも強く描かれております。きめ細かな公共サービスを行うため三つの柱を重点的に展開することも記されております。

その中には、「市民参加、民間活力の導入」ということが大きくうたわれております。「まちづくり条例の検討」「PFI、民間委託を初めとして民間活力の導入」など大変多くの項目が入っておりますが、このボランティアやNPOなどが、さまざまな場面で活躍できる取り組みも行うとあります。

そのほかにも、高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会福祉関係団体の活動支援の充実など、大きな活字がどんどん目に飛び込んできます。美祿市内でも数え切れないほど多くのボランティアの方々が多方面にわたって活躍をされておられます。しかし、残念なことに、そのグループの中には行政よりの支援が大幅に削減されたり、また、カットされたりということで、せっかくの善意の活動も窮地に追い込まれ、活動が大幅に制限されたり解散寸前のグループもあります。地域は地域で守ると、その精神のもと、その地域に住む住民が積極的にボランティア活動に参加し、多くの人たちを支えて今日に至っておるわけです。

指定管理者制度や委託制度などがありますが、ボランティア活動はより厳しい今の地方財政を側面から援助する、まさにこの世の救世主でもあるというふうに考えられます。心温まる支援を行うのが市長の公約であったはずです。お年寄りの健康管理のため安心して暮らせる手助けになればと献身的な活動をされている大変いいグループもたくさんあります。弱い人たちに温かい愛の手を差し伸べるのは人としての、また行政としての当然の義務ではないかというふうに思っております。その人たちを窮地に追い込めば、そのしわ寄せは必ず地方に住む人たちや行政のほうにもはね返ってきます。数字以上に目に見えない多岐にわたり貢献、高齢者や弱者に生きる力を与えてくれています。これは強いて言えば医療費の削減にも大きくつながってくるというふうに思います。市は物言わぬ人たちの善意を切り捨てるのではなく、言い方は悪いかもしれませんが、積極的にこういう団体を活用、利用するほうが得策ではないかというふうに思います。市にとってもボランティアは貴重な財

産でもあります。ひとつ人間教育の面からも欠かすことのできない大切なものではないかというふうに思います。こういうふうな必要不可欠なものでございますので、ひとつぜひ大事に育てていただきたいというふうに思います。

住民からのニーズも年々多様化してきております。ボランティア活動に対する行政からの財政的な援助は必ず先ほどいいましたように、いろんな面で何倍にもなって返ってきます。業者に請け負わせるよりも有利なことは明白な事実です。ひとつ行政サイドからすればスズメの涙ほどの援助でも、末端にいけば大きな善意の輪となっていつまでも光り輝いてきます。ぜひこの点御考慮の上、愛の手を差し伸べていただきたいというふうに思います。

次に、2番目として防災体制の見直しをですが、この執行部のほうにお渡ししました資料の中に、避難の「避」が時々非合理の「非」というふうに、その「非」のほうにちょっとミスプリントがありますので、これは御容赦いただきたいと思いません。

きのうもいろんな方がこの防災についてはいろいろ質問されましたが、私はまた変わった面で、いわゆる避難を中心にした、そういう形の面で質問させていただきたいというふうに思います。

今回の豪雨で、大変残念ながら1人の尊い命が失われたということですが、このような豪雨というものはめったにないということで、いろいろ地球上の温暖化、エルニーニョ現象なりCO₂、いろんな面が作用して、大変な異常気象をきたしております。美祢市でも、この7月21日の大豪雨というのは、今までだれもが経験したことの無い大変な豪雨であったと。それゆえに、想像し得ないいろんな被害が大きく発生したということで、こういう事態になって初めて、今まで万全を期しておったと思われたいろんな防災マップ、組織等が完全に欠点だらけであったというのが明白になったわけでございます。特に、体の不自由な人も高齢者のひとり暮らしの人たちは大変な不自由な目に遭われたと。

美祢市の中は職員さんがお年寄りを避難場所に連れていかれたという、大変善意的な行動をとっておられた方もありますが、ほとんどの方がどういうふうにして避難してよいかというふうな不安にかられ、市役所等に電話をされ、どうしたらいいかというふうな方がおられましたが、残念ながらマニュアルどおりで、指定された避難場所に避難してくださいというようなことを言われたそうです。その方の周り

には既にもう、わずかではありますが水が少し流れてきておったと、避難しようにもどうしてよいかわからないと。

各地区にはそれぞれ、美東町には19年の3月に防災マップなりあるいは自主防災組織というのが組まれておりますけど、残念ながらこれらが住民全部に徹底していないといいますが、そういういろんな面がありますので、その人たちもそういうことを把握しておらないということで、結果的に最後まで自分のうちで震えながら雨やら洪水がおさまるのを待っておったということです。

それ以外にもいろんな方から、そのときの職員の対応に対して不満の声がたくさんかかれております。これらもやはり日ごろからそういうふうな訓練がされてなかったという面もあると思いますけど、こういう事態に至ったということは、住民自身についてももう少し親切に対応していただけなかったかなというふうなことがあります。

今一度こういうことに関するだけでなく、一般的な面からも職員の再教育が必要ではないかというふうに思います。この点についても、昨日もある議員が質問がありましたけど、ここではくどくどは言いませんが、また再質問で質問したいというふうに思います。

ちょっと話が飛びましたが、またもとに戻りますけど、いわゆる自主防災組織がせつかくあるはずですから、これをひとつ十分に生かせるように。きのうの答弁では、9月13日に美東町の大田地区で防災訓練が大々的に行われるということの回答でしたが、一般住民はあのような大がかりな防災訓練でなくして、直接自分たちの身近なところにある、そういうふうな防災訓練、例えば、ある地区で洪水が起きたとか、あるいは山崩れが起きたときにどういうふうな形で避難するか。あるいは安否の確認はどういうふうにし合うかというふうなのを実際に訓練しておれば、一遍訓練しておれば、いざというときにすぐ役に立つ。これはいろんな救助訓練でも出ておりますので、そういうふうな面についてもぜひいま一度再考願いたいというふうに思います。

それから、3点目として命の水対策についてお尋ねをいたします。

これも各議員から何回もそれぞれ質問されております。それだけ命の水というのは我々人間にとっては大切だと。空気はどこに行ってもありますけど、水というものはやはりその地区で対応していかなければならないというふうに大変重要な問

題であり、特に最近、異常気象で干ばつ等が起きております。平成20年度の雨量についても、山口県は2分の1から3分の1であったと。厚東ダムも再々干上がり、逆に21年度は大変な豪雨になったということです。

美祢市民は豊かな水に恵まれて、快適な毎日を送っておるといふふうに思われますが、現実は大変厳しく、何回か給水制限すれすれまでのところまでいっておるのは事実です。

これから先、少子高齢化・過疎化等で人口は逆に減るかも知りません。しかしながら、企業誘致等をすればいろんな面でまた水量も大幅にふえてくるし、社会復帰センターもまた最初の計画どおりになればまた水の需要もふえてくると。先ほど言われた住宅団地も造成されればそれなりに多くなってくると思います。ぜひひとつこの面についても、市民が喜ぶ、美しいといえるか、きれいな水を供給していただくよう、これは大変な金額がかかるというふうに言われましたけど、やはり今すぐというのではなしに、こういうのは5年、10年、長期計画を立ててやっていくということが非常に大切ではないかというふうに思います。

水源についても、知恵を絞ればどんな方法でも私は探すことができるんじゃないかというふうな気がいたします。大変きれいな水であるというふうに言われておりますけど、ひとつ市民が喜んで飲んでもらえるようなおいしい水、安全な水をこれからもぜひ心配することなく供給し続けていただきたいというふうに思います。

ある自治体では、実際に市販されている水よりも水道水のほうがおいしいというので、ペットボトルに詰めて販売されなされる自治体もあります。こういうふうなこともひとつ参考にさせていただいて、これからの水事業については積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

何しろ、おいしい水は体にもよいし、むしろ野菜よりか、肉よりか、魚よりか私は栄養になるんじゃないかというふうに思います。広い意味での過疎化対策、高齢化対策、医療費削減対策にもつながってきます。ひとつ費用対効果の面から考えても、私は水に捨てる形になるんじゃなくて、逆に水を得た魚になるというふうに確信をしております。早期確立の実現のため、壇上での質問を終わらせていただきます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 大中議員の1点目の御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

昨今の厳しい財政状況の中、効率的な行財政運営を行っていくには、市民と行政が協働でまちづくりを進め、地域は地域でつくるという意識が今後ますます重要になってまいるというふうに思っておるところです。市民の方が自立をし、自治の文化を高め、自分たちでできることは必要以上に行政や市場経済システムに依存しないような社会をつくり出すことが必要となつてきておひまして、市民活動を促進することはそのための重要な手段の一つでもあろうかというふうに思っておひます。

美祢市には既にさまざまな市民活動の歴史と実績がありますが、より多くの市民の方々が主体的に活動に参加をされまして、これを市全体で支援を行っていくという、こういうふうな文化を地域社会に根づかせていくということが大事であらうというふうに思っておひます。そのためには市民グループを、社会を運営していく主要な主体として位置づけまして、市民お一人お一人がコミュニティーづくりや自治の担い手なのだという意識を高めていくことが求められているところをござひます。

行政は、市民活動の自主性や多様性を尊重しつつ、その活動が円滑に行われましよう、市民活動に参加する人々や団体に公平な支援を行っていく必要があらうかというふうに思っておひます。さらに、ここでいう支援とは、行政主導による市民活動を展開するという一方的な関係ではなく、地域社会の中で市民相互が支援をしていくことを原則にいたしまして、その活動環境を整えるための取り組みを展開をし、側面的に支援をさせていただくという施策として考えていく必要があらうかというふうに思ひます。

その際の支援内容といたしましては、市民活動に必要な情報、知識、活動場所の提供などが考えられ、今後、市と市民グループがパートナーシップを確立をいたし、連携・協働を推進していく上で、市民グループがその力を十分に発揮していただきますように、個々の事業やそれぞれの発展段階に応じた支援が必要だというふうに考えるところであります。

次に、2件目の防災体制の見直しをしてはどうかという御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

7月21日からの豪雨の対応につきましては、さきに萬代議員ほか何人かいらっしやいましたけれども、この御質問にお答えをしたとおりであります。自主的に避

難された方も含めて合計 21 世帯 31 名の方が避難所に一時避難されましたけれども、このうちおひとり暮らしの高齢者 2 名の方については市の職員が車で自宅から避難所までお連れをしております。

議員御指摘のように、在宅の障害者、またおひとり暮らしの御高齢の方など、災害時に自力では迅速な避難行動ができない方、いわゆる要援護者を対象にした避難支援制度の確立が重要であると私はもう十分に認識をいたしております。平成 21 年の 3 月に災害時要援護者支援マニュアルを策定をいたしまして、市が社会福祉協議会、民生委員の方々、児童委員の方々、区長の方々及び自主防災組織などの地域支援団体等と協力をいたしまして、要援護者の安否確認、防災情報・避難情報の提供、移動支援を行うことを定めたところでございます。

現在、このマニュアルに基づきまして、要援護者を把握し、名簿作成をする作業を急ピッチで進めておるところでございます。名簿作成後は市災害対策本部はもちろん、民生委員の方、児童委員の方、社会福祉協議会などにこれを配備をいたしまして、情報を共有することとしております。名簿に基づいたそれぞれ個別の避難支援体制の確立を図ろうとしておるところでございます。

また、本美祢市では、毎年、地域住民のこれは先ほどおっしゃいましたけれども、防災意識の高揚と関係機関相互の協力体制の確立を目的として総合防災訓練を実施することにしておりまして、本年度は 9 月 13 日に美東町大田地区において実施することにしております。

議員御指摘の自主防災組織の機能強化、それから、その他このたびの災害対応で改善すべきと思われる事項も盛り込んで、訓練がより有意義なものとなるように実施をしたいというふうに考えております。今後とも地域防災の基本となります地域防災計画については、常に必要な見直しを行います。防災訓練や啓発活動などの充実を図ることによりまして災害に強いまちづくりをつくっていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3 点目の命の水対策、水源の確保と体に優しい水対策についてであります。

議員が今御指摘のとおり、近年の気候は世界的な異常気象により、集中豪雨が起る。それから干ばつが至るところで発生するという等々が起こってきております。美祢市におきまして、この異常気象の影響を少なからず受けておるところでありまして、7 月 21 日に発生しました集中豪雨による災害は記憶に新しいところであ

ります。

干ばつによる影響につきましては、平成19年の9月から11月の県内の降水量が、過去30年間の平均降水量の5割程度、ですから半分しかなかったということです。異常な少雨となりまして、先ほどおっしゃいましたね。具体的な市名はおっしゃいませんでしたけれども、美東町の赤郷地区、それから大田地区において平成19年12月10日から平成20年1月10日、これは大みそか、正月3が日を除きますけれども、この1カ月間、夜11時から翌朝6時までの夜間断水を旧自治体、ですから旧美東町で実施をされたところであります。

この原因といたしましては、渇水による降水量の減少と、それから冬季に、冬です、冬における水道管の破裂が起こったということ、その漏水が重なったということ、この二つのことが大きな原因というふうに考えられておるところでございます。

本市における水道施設は、昭和30年代後半から昭和50年代に整備をされた施設が多いということで、水道管や取水ポンプ等の老朽化が著しいということで、漏水事故等が多発しておるということがあります。限りある予算の中で老朽管の布設替工事等、施設の更新を順次、鋭意今行っているところであります。

渇水に対する方策といたしましては、議員御指摘のとおり、新たな水源の確保が有効かつ即効性があるというふうに私も考えておりますが、この水源確保には、調査しましたところ数千万円の資金が必要ということ、また、本市の現在の財政状況では当該資金を確保することが困難であるということ、資金が確保できたとしても、この水道は水の供給を受けられる方のお金をもってその水道施設をつくり上げ、また維持するという仕組みになっておりますので、そのかかった経費、費用が多少なりとも水道料金に反映をされるということになりますので、水道料金の値上げも避けられないということが起こってまいります。

さらには、合併によります水道事業と簡易水道事業の会計統合等が控えておるわけです。このことから、今後におきましては水道施設全体の整備について慎重な検討が必要であるというふうに考えておるところであります。

次に、体に優しい水対策についてであります。

本市の水道水の水源は、地下水を水源にしておるということで、体に優しくおいしい水であるというふうに考えております。他の自治体のお水というのはほとんど

が川の水を取水しまして、それを沈殿浄化をして水道水にしておりますけれども、俗にいう我々のやつは地下水、ほんとに自然水であるということです。ですから、おいしい体に優しい水であるというふうに考えておりますが、議員御指摘の「体に優しい水」とは、硬度の低い水のことです。硬水、軟水でいう硬度の低い水のことを言われるのであろうというふうに思っておりますが、御承知のとおり、美祢市は秋吉台カルスト台地の影響を受けておりますことから、水源としているその地下水についても石灰分を含んでいるということで、美東・秋芳地区の一部地域において硬度の高い水道水を供給をしていることが現状であります。この硬度の高い水につきましては、これまでも一般質問等でお答えをしてきたところでありますが、水道水の水質基準は完全にクリアはしておるけれども、安全で安心な水を供給しているというふうに考えておるところであります。

なお、硬度の低い水を供給をするためには、この美祢地域の上水道施設におきまして旧美祢市のほうに既に設置をしております硬度低減化装置を設置するなどの水処理をしない限りこの硬度を下げるということは困難であります。新たな水源の確保と同様に、水道料金への反映を含め、慎重な検討が必要であるというふうに考えておるところでございます。

壇上よりの回答につきましては、以上です。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） まず最初、1点目の防災関係について再質問しますけれども、私は、先ほど壇上でも言いましたように、各集落とといいますか、区単位とといいますか、そういうふうな形での、実際に例えば7月の21日のような豪雨があったときの対応についてのやはり避難訓練、そういうなのを実施していただきたいと。それから、組織図の見直しとといいますか、それぞれ、美祢のほうはどういうふうになっているかわかりませんが、美東町のほうには先ほどいいましたような各集落にも区長を中心としたいろんな組織図があります。組織図ができていますけど、昼間の人口と夜の人口というのは、また違うわけです。特に、昼間災害が起きた場合にはなおさら、元気な人がいないということで、要支援の関係者がたくさんおられると思います。そういうふうな人たちをいかにどういうふうな形にするかというのを、私はそういうふうなものを書いたマニュアル的なもの、大きな活字でだれにでも見えるようなものを各家庭の目に一番届きやすいところに掲げるような、そういうふ

うな私は表をつくっていただいたら、あるいは緊急の連絡先にはどこそこへ電話してくださいとか、あるいは市役所等に一遍に電話をすればつながらないような可能性もありますので、例えば先ほど言われました民生委員さんとかあるいは各地区にそれぞれ福祉委員さんもおられますし、あるいは元気な方もおられますので、そういうようなところに電話をするような、そういうふうな連絡網といいですか、本当に身近なところのそんな体制をひとつぜひ整えていただきたい。そうすれば、このたびのような不安はないというふうに思います。それについていかがなものでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 大中議員、ほんとうによく考えておられますね。わかります。今のは、わかりやすいのを各御世帯に配布をして、いざというときにはどうしたらいいかという、特に御高齢の方が多いい美祢市ですから、わかりやすく皆さんにそれをお知らせをしておいて、それを常に掲示をしておく、御家庭の中で。ほんとうにそれは必要だと思うんです。今、壇上で申し上げたように、要援護支援者の方を今リストアップしていますので、それを踏まえて今、それぞれの今の民生委員の方とか申し上げたけれども、情報を共有してやろうかというふうにしています。これは一つありますけれども、今おっしゃいましたように、各御家庭に最低限の、何か起こったときの身の処しかたといいますか、それを、特にお一人暮らしとか御高齢の方だけの御世帯はほんとうに必要なというふうなことも思います。その辺は考えさせていただきたいと思います。考えさせていただくというよりも、その辺をやるように指示をしたいと思います。よろしいですか。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） 防災のところでは申し上げましたが、職員の対応についてちょっと御回答がありませんでしたので、これきのう回答があったんで、そのほうで間に合わせるということかどうかわかりませんが、このたびの、特に災害のときにどういうふうに避難したらいいかというふうに電話をしたら、どこそこが避難場所やからそこへ行ってくださいと、いや、私は実は行けないんですよと、足も悪いし 私も今ちょっと足が悪いんですけど、足もないと、隣近所にも連れてってくれる人もおられないけどどうしたらいいですか、いや、それはもうそういうふうに指定されますから仕方ありませんとか、いろんな方が後から私のところへ電話を

かけてきたり、あるいは災害の後をあっちこっち回ってみてそういうような話を聞いたわけです。

職員というものは、ほとんどの人が大変立派に仕事をされています。ほんとに頭が下がる思いです。我々は感謝しますけど、人間というものは窮地に追い込まれたらやっぱり本性が出てくるんです。ですから、日ごろ住民の前ではええのええのという顔をしとっても、いざとなると自分のほうがこういうふうな緊急の場合になれてなかったせいかわかりませんが、自分のほうが先にかあとなって慌ててしもうて、十分に対応できんやった面もあると思います。だけど、それはやはり日ごろからある程度訓練し、再教育しておればそういうふうな面は、若干これからも防げるんじゃないか思います。これは防災だけじゃなしにいろんな面についても言えると思います。ですから、そういうふうな人たちのためにあとのほとんどの人たちが変な目で見られるといいですか、そういうふうな目になるというふうに、非常に残念でなりません。市長さんは若いし積極的にどんどんやられるし、私も市長さんの行動についてはいつも頭が下がる思いです。

残念ながら、名前も同じ「ひろし」ですから親しみがあるわけですけど、ただし市長さんの「ひろし」はゆみへんにむでしょう。でつかさどる。つかさどるちゅうのは司ちゅうのは役所ですいな。そうすると、僕はちょっときのう考えてみたけど、役所の中に市長に対して弓を向けるものがあると、いわゆる市長の背後から矢を放つものがあるんじゃないかと。それが私はこのたびに端的にあらわれた職員の対応じゃと思うんです。だから市長さんも後ろから矢を打たれないように、ひとつ日ごろからもう少し職員の教育をしていただけたらなというふうに思います。

人間急なときには何が出るかわかりませんので、これは別に回答は要りませんから、その点はひとつよろしくお願いいたします。（発言する者あり）いや、結構でございます。どうにも市長さんが言わにや気が済まんようでしたら別ですけど。はい、それじゃ。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 大中議員、同じ「ひろし」で。今、市の職員の中に私を後ろから弓で射るのがおるじゃないかとおっしゃいましたけど、私はおらんと固く信じています。一生懸命新しい美祢市の創造に向けて頑張ってくれておりますので、それは全く考えておりません。万が一あっても、私は剣道3段ですから、後ろから飛

んでくる矢はけおとす自信があります。

それから、今の災害に対応したことですけれども、新しい市になりましてこういうふうな7月21日豪雨ですね。ほんとに大きな経験でした。1人の方がお亡くなりになってほんとに申しわけなかったと思っておりますが、新しい市になってこういうふうな大きな災害が来て、新たな我々の、新しい市としての体験、経験でございました。この限られたスタッフです。それでほぼ3万人の市民の方の、すべての方の安全をどうにか守ろうというふうに頑張ってきました。ほんとに徹夜でみんな仕事をしてくれました。3日ぐらいほとんど寝てない者もおります。ほんとに私が来まして、ひげぼうぼうで目がうつろになって、これはいかなあ、これは本人がほんと事故でも起こしたらいかなあというのもありました。そのぐらいくたび果てて、ほんと一生懸命やっておりました。

現実には、この限られたスタッフで3万人の方々全部に手を差し伸べてければいいんですけれども、それが実質的に不可能な部分があると。いつも申し上げるように、ベストということはなかなかないんです、完璧というのは。ですから、我々は一生懸命よりいい方法、ベターな方法をいろんな経験を得ながら頑張っております。

今回のことも先ほど申し上げたように、いろんなノウハウを手に入れることができました。ですから、これをもってまた市民の方により我々市が信頼をしていただけるような形で対応できるようにしていきたいと思っております。また、対策本部で私もそのことを幹部の者にそれを指示しております。そのマニュアルをきちっと、さらにさらに強固なものにして、市民から見ていただいて、よし、市の職員は頑張っているな、いいなという思いで皆さんに 皆さんというのがなかなか難しいけれども、思っていただけのように頑張ろうというふうに思っている。私も市長としてそういうふうな気持ちでやっていますし、職員もそのつもりでやっておりますから、どうぞ御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） 市長さんもほんとに部下を信頼されて、立派に仕事を完成されているということに敬服いたしました。ひとつ今の市長さんの言葉を聞かれて、住民の皆さんも安心されたんじゃないかというふうに思います。これからも今後の市政に関してはよろしくお願いをいたします。

それから、次にボランティア活動について若干お尋ねします。

これ公平性を考えてやるというので、情報や知識、活動場所の提供をするというふうに回答されましたが、むしろこれらは、これは当然のことであって、それ以外のどうしても中には必要経費だけは何とかしてくださいというふうなボランティア活動もあるわけですから、ひとつ先ほどの回答の中にも、協働の意識が今後ますます重要になってくるというのは、これは市長さん初めだれもが認識をしていることですけれども、この精神のもとに、ひとつ先ほど言いましたように、必要経費のことについてはぜひ考えていただきたいと。

公平性な支援というふうに言われますけど、今、きょうの六団体等を中心に、国に対して地方分権云々ということを盛んに言ってますけど、やはり地方地方にこういうふうなことをしてくださいよと、地方は地方としての特色あるは事業をどんどんどんどんやっていって、住民にそれが十分こたえられる、100%同じことを各地区でするといというのは、それは不可能ですし、またそういうふうなことをしてもかなりいろんな条件が違いますので当てはまるものじゃないので、やはりそれ地区地区のいい点があるわけですから、そういう面を生かしていくと。反面、平等・公平というものは、逆にいうたら足を引っ張る、束縛するような形になりますので、この点も十分考えてやる必要があるんじゃないかというふうに思います。

今、美東町のかきつばたの会から陳情書も出ています。今後、ほんと、私も実はこのメンバーの中に入って弁当配達をずっと10年近く続けておりますし、実情はよくわかります。ですから、この陳情はほんとに血の出る思いで実際に書かれたんじゃないかというふうに思いますが、今まさにこのかきつばたの会なんかは、もうおぼれる寸前なんです。ぜひひとつ助けていただきたいというふうに思います。

これは教育民生委員会で恐らくやる、まだ正式に付託はされていませんので何とも言えませんが、きのうの途中ですが、議長さんの話からすれば、恐らく付託されるんじゃないかというので、余りここで取り上げたくはありませんけど、やはり壇上でも申し上げたようにいろんなメリットがあります。そして、行く行くは市の財政面にも大きな恩恵がありますので、ひとつぜひこれからも前向きに考えていただきたいというふうに思います。これについて、担当部署としてどのように考えておられるか、もし部長さん、回答ができればお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） かきつばたの会につきましては、市長あてにも陳情書が出ております。その取り扱いについては、現在検討しておりますが、先日、議会のほうから同じような給食サービス等の団体について調査をするようにということがありましたので、現段階でその調査結果を待ってまた対応したいと考えておりますし、ボランティアですから、ボランティア全体のこと踏まえながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） それでは、調査された結果を踏まえて、またこれから考えていきたいというふうに思います。

最後の水対策の件ですけれども、これは今までも水源確保とか硬度軟水化装置ですか、そういうふうなものについては、硬度低減化装置については多額の金を要するというのはとこれは我々理解しております。しかし、命を守る大切な水ですから、私はある程度多額な費用を投資しても、これが利用者にはね返ってきても、心ある人は代償として払わなきゃならないというのは理解いただけだと思います。

なかなか所得についてもいろいろ関係があると思いますけど、それはそれなり今度は所得金額によつての低減化対策ですか、そういうふうな形も考えられると思います。ですから、新しい水源、先ほど言われましたが、美東、秋芳地区で硬度の高い水があるというんですが、何かある 私はほんとの専門家かどうかよくわかりませんが、ちょっと話を聞いたところによると、美東、秋芳でも硬度の低い水源の確保も可能じゃないかというふうな話も聞きました。また、美東町には残念ながら未給水地区もあるわけです。これらは実際に自分たちでボーリングをして30万なり50万なり高い金額を投資されて自分ところの水を確保されておられるわけですから、それからすれば、私は新しい水源の確保なりあるいは硬度低減化装置も、大きな金額になるけど、投資されても私はいいいんじゃないかというふうに思います。

これも、今すぐでなしに、私は先ほど言いましたように、これから先も異常気象がどういうふうな形であらわれてくるかわかりませんので、そういうふうな面についても、10年、15年という長期計画の中でひとつこれを考えていく考えはないか。今までの答弁からすれば、この二つの点については巨額な資金を要するので、未来永劫取り組まないような感じにも受け取れますけど、この点についていかがで

しょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 未来永劫に取り組まないということではありません。壇上でもお話ししましたが、今、旧美祢市の上水道、これは中央公営企業会計でやります。それと特別会計ですね。水道、簡易水道と。二つは並立しとるという形になっています。この美祢市は。ですから、会計統合を起こすということをまず必要かと思えます。そのときには、水道料金の論議は避けて通れないと。新しい水源にする硬度軟水化装置にしる、いずれにしてもこれは水道料金にはね返っていくということがありますから、これを総合的に考えていく必要があるということを今申し上げたんであって、ですからちょっとすぐには難しいかもしれませんが、その辺の中長期的な計画ですね、これを考えていく中で、やはりそういった議論は出てくるということは考えています。

ですから、これを棚に上げてほうふってしまうという意味で言うわけではありません。私は、その未給水地区、旧美祢地区にもかなりあります。秋芳地区はほぼ100%に近い給水状況です。美東も未給水地区がかなりあります。その辺も含めて、総合的にどこまで水道を延ばしていくのか、これコストがかかりますから、これまた水道料金にはね返りますから、ですから、簡易的なものでやっていただくのか、簡易的なボーリングで補助で対応するのか、そういうことも総体的に自然体で考えていく必要がありますから、それを全部考えてその中でのちょっと話を出してもらおうというふうな形になります。ですから棚上げということじゃないということをお理解していただきたいと思えます。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） 大変よくわかりました。これ一つの方策ですけど、大変な資金が必要となるというふうなんですけど、美祢は地下水をくみ上げて非常においしい水があるということで、先ほど言いましたように、自治体では実際にペットボトルに詰めて市販をしているというふうな話もしましたが、大阪が「ええやん」ちゅうような名前をつけてペットボトルで実際販売しているわけです。これは微々たる金額かもわかりませんが、おいしい水が余っておればそういうふうな形で販売をして、水道事業会計をある程度潤していくと。そして今後の開発資金にある程度充てるということも考えるんじゃないかと思えますし、また突拍子なことかもわ

かりませんが、今、県が500円ずつ森林税というのを取っています。これはうちのところは下流に大変おいしい水に供給している、いわゆる森林資源を大事にしておると。同時に、美祢市においてもその恩恵をこうむっているということで、県にも全体的には大変な金額になりますので、そういうふうな、私は森林税も逆にいうたら、交渉の仕方によったらある程度使わせていただける可能性もあるんじゃないかというふうに思います。これは私の勝手ないいほうの解釈ですけども、そういうふうなことも考えております。いろんな面でひとつ検討していただければというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

.....
議長（秋山哲朗君） この際、暫時午後1時まで休憩をいたします。

午前11時46分休憩

.....
午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 午前中の佐々木議員の御質問でお答えしないものがありましたので、お答えしたいと思います。

小・中学校の通送便の御質問ですが、現在、旧美祢市内の小・中学校には週2回通送便が行っております。美東、秋芳の小・中学校は通送便が全然行ってなくて、各総合支所のほうに学校のほうから文書を取りにいられるという状況であります。これは合併前のやり方をそのまま現在まで引き継いでおるということであります。教育委員会のほうからも、各学校間で統一してほしいという要望が出ておりますので、今後、各学校間で格差のないようなやり方で、現在内部で調整を進めておりますので、今後は各小・中学校で公平なやり方でやろうというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 佐々木議員、いいですか。

それでは、一般質問を続行いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 登壇〕

24番（竹岡昌治君） それでは、一般質問順序表に従いまして、昨日から8番目でございます。特に午後ということで、皆さん方には大変窮屈でしょうけど、しばらくおつき合いをお願いいたします。

私が通告いたしておりますのは、地域再生並びに山林再生についてということでございます。

なお、その中で特に といたしまして竹林資源の活用ということにつきましては、初日の本会議でもかなり議論をされておりますので、できるだけ簡潔にやりたいと、こういうふうに思っております。

まず、1番目の林業の現況と振興計画ということで質問させていただきますが、御承知のように林業が、ちょっとさかのぼっていきますと平成2年3月ごろ、山口県ですが、産材の生産流通システムの整備指針、いわゆるウッドプラン山口という、こうした流通システムの整備指針というものが県のほうから出ております。それを見ますと、人工林、いわゆる杉とか檜、人工林の木材の流通対策をいかにするかというのが大きなことになっております。まず、川上から川下対策まで含めて。その後平成7年ぐらいに来て、まず先ほど申し上げました自然的な社会的特性と利用目的に置いた森林の整備ということで、川下、川上対策から若干、空間をどうするかと、森林の。というようなほうにシフトしてきて、そうは言いながら、木材の流通加工体制の確立というのは取り上げられております。

中でも、森林空間利用等の情報提供体制の確立ということで少しずつ変化をしておりますが、当時は人工林の木材をいかに金にするか、平たく言えばそういうことです。そのために木材の搬出費用が木材価格の2分の1を占めているということから、川上対策、林道の整備、そういうものに重点を置き、また集成材加工だとかプレカット加工だとか、そうした技術開発などに取り組んできたのが現状でございます。

しかしながら、最近では、これはここ近年に出てきたわけですが、特に竹の繁茂対策、あるいはこれは田邊議員、有道議員が非常に研究されておりますエコの関係、そうしたものが取り上げられてくるようになったわけでありまして、やはり先ほど申し上げました川上、川下の対策は当然のことながらやっております。

ちょっと福岡県の立花町のことを御紹介申し上げたいと思いますが、国の地域再生事業として国の認定を受けながら、平成22年の3月までの取り組みとして、非

常にその副タイトルがいいんです。「かぐや姫探し」と。竹ということですから「かぐや姫探しの里づくり」ということで取り上げておられるわけです。

特にこの立花町は、広い土地の中の14%が竹林ということで、相当前から竹の子の生産地として有名だった。竹の子だけじゃなくて、青果も含めて、それを原材料にしながら缶詰工場というものを、食品産業が盛んになって町の経済を支えている。まさに竹食品加工というもので町の経済を支えているというのが現状でございます。

そうした中で、一つだけちょっと、また今年目新しいものは、竹林整備がやっぱり、我が美祢市でもやっているわけですが、非常に高齢化したということでなかなか進まない。そこで、公共事業の受注が下がってきたということで、地元の、地場の建設業の皆さん方の余剰労働といいますが、それとのミスマッチを解消するために竹林整備も含めて一緒になって取り組んでいる、こういうことが記載されております。

そして、観光客も現状よりは50%ぐらい取り込みを多くして町の経済を支えている。併せて、竹に関するあらゆる技術、そういうものも雇用の機会を創出するだけでなく人材育成ということにも取り組んでおられますし、いろんな能力開発メニューもそろえながら、いわゆる町の再生ということに使われておるようでございます。

そこで、市長にもお尋ねなんですが、先ほどお話し申し上げましたように、そうした立花町の取り組みを参考にして、美祢市でもそうした取り組みが、お考えがあるかどうかということが1点のお尋ねでございます。

当時平成7年ごろに、立花町では第三セクターで立花バンブー株式会社というものをつくられて、町の食品加工業者と建設業者との連携によって竹林の整備あるいは竹チップによる堆肥化を図りながら、無農薬野菜の生産、そして流通まで手がけた循環型農業を視野に入れながら地域活性化を図っている。こうしたものをちょっと参考にしながらお尋ねをするわけでございます。

次に、これは四国でございますが、愛媛県今治市、これは竹の粉を活用しながら、やはり循環型農業、特に育苗、それから緑化基盤製品開発、そうしたものを製造並びに販売というものを取り組みながら、高知県においても地域資源活用型研究開発という大学、それから公的研究機関、民間企業、そうした共同体を構成しながら、

2カ年事業として国の事業を取り入れている、こういう状況でございます。

山口県におきまして、最近のを見させていただきますと、やはり先ほど申し上げました川上対策、これは当然のことながら、川下対策まで、一本化はしておりますものの直線状態なんです。これを先ほど申し上げましたように、循環型社会ということになりますと、一直線じゃなくて円形状態な形での社会形成をする必要があるんじゃないでしょうか。

ということから、特に竹の人工林の侵入を防ぐための繁茂防止対策、これにバイオマスエネルギーの取り組みという二つの柱でやられておるようでございます。私も知らなかったんですが、山口県は全国的に2番目の竹林面積を有している県だそうでございます。そうしたことから、県においても取り組みがなされているんじゃないでしょうかというふうに思います。

そこで、美祢市としての取り組みの中に、「美しい山づくり」ということが言われております。一体美しい山づくりというのはどういうものなのかお尋ねをしたいと思います。私は、繁茂対策としても竹材資源活用として美祢市がいち早く第三セクターの美祢農林開発株式会社をつくられて取り組んでおられます。当然、観光とのリンク、加工技術の習得と人材育成、あるいは竹の子の水煮、農産物の水煮加工、併せて林業農家の所得向上ということで目指しておられるようでございますが、初日にもいろいろ議論がありましたように、現在、美祢農林開発株式会社としては、まだ実験事業の段階だろうと思うんです。しかしながら、きちんとした資金がないために管理者が不在である。いわゆるマネジメントができるマネージャーを置く必要があるんじゃないでしょうか。これは市長が社長でもありますので、ぜひ直接的なラインが明確になるような管理体制をとられてはいかがでしょうかということが一つ。

それから販路開拓、いわゆる川下対策、川上のほうは森林組合と竹山の整備だとか今回竹の子の開発だとか、ほんとに森林組合さんに御協力をいただいて立派な製品ができ上がって、きのう竹の子の真空包装を初めて見せていただきました。すばらしいものができ上がりました。これも関係職員の皆さんあるいは森林組合の皆さんの御協力のたまものだというふうに感謝申し上げたいと思いますが、いずれにしましても販路開拓をちゃんと、販売チャンネルをきちんとしないと、幾ら川上整備をしても川下ができてない。美祢の場合は残念ながら 残念ながらというたほうがいいのか幸いにというたほうがいいのか知りませんが、竹材の資源活用施設とい

うものを当初計画よりは2年も早くでき上がったわけですから、ぜひこれを、もっと有効に活用して、竹だけじゃなくてフキとかワラビとかホウレンソウだとか、他の加工物まで含めて農産加工物を進めていってもらいたいなと思っています。

最後でございますけど、これらを踏まえて、今後、竹材資源活用施設をどのように位置づけながら取り組まれるのかお尋ねを申し上げまして、壇上からの質問は終わりたいと思います。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、林業の現況と振興計画についてであります。

美祢市の林業の現況につきましては、木材価格の低迷、それから林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、また若年層の山村離れによる後継者不足に伴いまして、維持管理の行われぬ森林の増加、森林の機能低下が懸念をされているという状況下にあります。

美祢市の林業振興につきましては、現在、市のホームページなどで広く公表をいたしておりますけれども、市民の皆様からの意見を募集をしております「第一次美祢市総合計画（案）」におきまして、放置をされた荒廃をした森林や竹林を重点的に整備をし、森林施業や間伐材の搬出コストの低減に向けて森林作業路網の整備を進めるとともに、竹林改良により竹材等生産団地の育成を図ることとしているところでございます。

また、さらには経営規模の拡大、生産コストの低減を図るために森林組合等の林業事業者による施業の集約化を推進をいたし、林業生産性の向上を図ることなどを盛り込み、林業の振興に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の、山口県の取り組みとの関連ですが、山口県では荒廃が深刻化している森林、これを適正に維持・管理し、県民の共有の財産として次世代に引き継ぐということで、森林の整備を目的とした独自の政策税制として平成17年4月1日から「やまぐち森林づくり県民税」が導入をされているところであります。

美祢市におきましても、竹の繁茂拡大により、森林の持つ多面的機能が低下をい

たし、早急に水源涵養機能を回復させる必要がある竹林を対象に、県民税を財源といたしました「竹繁茂防止緊急対策事業」を実施しております。

また、竹の繁茂対策といたしまして、竹材、それから竹の子等の生産基盤の整備、竹製品の新たな利用拡大などに必要な体制づくりを進めるために、「山口県竹材利用促進事業」を活用いたし、竹材・竹の子生産の団地育成を目的として、平成20年度より「美しい山づくり事業」を実施しております。これにより、昨年度は、5.2ヘクタールの竹林改良と1,420メートルの作業路網の整備を行いました。また、本年度、この21年度におきましても5ヘクタールの竹林改良と1,200メートルの作業路の整備を行うことといたしております。

次に、竹材資源の活用と村おこしについてでありますけれども、これ川上、川下の話をされましたが、国・県、そして市、すなわち我が国にとりまして貴重な財産であります森林は、竹の繁茂による荒廃が先ほど述べましたが、急速に進んでおるといふことで、これに対する県及び市の取り組みは、さきに述べたとおりであります。

さらには、旧美祢市には、以前から特産物・特産品も少ないということ、地域の特産品の開発が課題でもあったということです。このことから、旧美祢市において、さきにも述べました公的使命であります森林の保全と再生を行う目的と、その一方で、これに関連した竹材資源を活用しての特産品づくりを目的として、平成19年に美祢市及びカルスト森林組合の共同出資である第三セクターの美祢農林開発株式会社を設立いたし、竹材を使った特産品づくりが始まったところであります。

この事業内容といたしましては、先ほど述べられたんですけれども、本会議の提案説明のときもいろんな御質問に答える形で説明をさせていただきましたけれども、森林を整備をするために伐採をした竹を資源として活用するということ、法務省との協議により、美祢社会復帰促進センターでの刑務作業を活用いたした竹ばしの製造と、それから農業従事者等の所得の向上と雇用の創出による地域の活性化を目的とした国庫補助事業で設置をいたした美祢市竹材資源活用施設での竹の子の水煮等の製造であります。

現在、竹箬を製造・販売をする企業は国内にはほとんどないということです。私も先日、奈良のほうの割り箬を、恐らく日本で最大の卸会社だろうと思っておりますけれども、お伺いをしました。この販売のために、トップセールスということで、日本

で流通している竹ばしは99.999%が中国産。わずか0.00に当たる分は家内工業でおみやげで売っておる分であって、現実に日本の流通をしている竹箸は中国産というふうに思われて結構です。

また、この竹の子の水煮についても、産地偽装等、食の安全性の問題から、国内産への需要の関心が変わりつつあるということです。美祢市で製造したものは美祢流域産として安全・安心を提供できる特産品として新美祢市を全国に発信できる絶好のチャンスと思っております。

先ほどの竹箸の御主人の話では、やはり口に入れるものですから、竹箸というものは。それと、今申し上げたように、国内産がないということで、非常に需要はこれからあるだろうということで、ですから、我々が安定的に安全・安心なものをつくりをしてそちらのほうにお流しをして十分それにこたえるだけの市場があるであろうという先方の社長のお話です。これはもうトップ業者の話ですから間違いございません。

しかしながら、事業を開始して日も浅いということ、また生産量も少なく、宣伝・営業活動も十分とは言えないということ。それから、現状ではまだ知名度も低いという状況もありまして、本年度の事業運営は非常に厳しいものがありますけれども、公的使命であります森林整備に付随した事業でもあり、一日も早く美祢市の特産品として確立をいたし、地域の活性化、それから村おこしを行っていききたいというふうに考えております。

今後とも竹箸と竹の子の水煮が市の特産品の一つとなりますよう、議員の皆様を初め多くの市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと、ほんとに心より思っております。

以上で、壇上での回答にいたします。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 確かに、今、市長答弁にありましたように、非常に山林の保有規模が小さいというのは私も同じく認識しております。旧美祢市で申し上げますと、1ヘクタール未満が全体の30%、ですから非常に小さい山はそれぞれ持っておられます。それから、1ヘクタールから5ヘクタールまでが約50%。従って、5ヘクタール以下の山が80%という保有率。ましてや、10ヘクタールまでいきますと92.5がもう全部10ヘクタール以下の山ということで、非常に美祢市の場合、林道もつけにくい

と。小さな山が散在しているというような形になっておる中で、先ほど御答弁いただきました「美しい山づくり」の事業内容ということについては十分理解ができるわけですが、今年も、お聞きするところによると、刑務作業でつくっておられる箸が盆前後ごろにはもう竹がなくなって、作業をとめざるを得ないというところまで来ました。それで、ことしの1月7日に、もう県庁のほうにお伺いしたときに農林部長さんが言われたのは、少なくとも四、五年うちには竹材が足らなくなるだろう。いわゆる萩と美祢が同じ竹材を使っているということで、幾ら全国的に2番目の竹山を保有している県といえども竹材が足らなくなるだろう。というのは、今のまんまだったらということなんです、仕える竹材はなくなるだろう、こういうお話なんです。

従って、先ほど申し上げました森林組合と一緒に取組んでおられることには大きく評価するわけでありますが、近々のうちにやはり相当の面積を整備する必要があるんじゃないだろうか。そういうことからすれば、高齢化の中でなかなか自分でやるというのが困難であろうと。そうすると、先ほど申し上げましたように、あるいは、例えば建設業者の皆さん方、そうしたいわゆるちょっと暇なときもあるだろうし、そうしたのをうまく活用しながらこの事業をもっと精力的にやって、また出的に竹材を出す山、初日に確か田邊議員さんが言われたと思うんです。竹材、箸で使うほうは大きな竹でないといけない。それから竹の子のほうは小さいほうが単価が上がるということで、それぞれの山を分けての開発をしていかなくちゃならないだろうなど。

当面は、竹材が足らんということで竹を手入れをしようということから始まった事業だろうと思うんですけど、先ほど申し上げましたように、もうあちこち全国的に竹材活用ということが盛んになっております。当然、美祢市で、例えばアジの開きをつくろうや、サバの開きをつくろうやっただってそんなものはないわけですから、あるものをどう活用するか。

ある漁村で、これも御存知だろうと思うんですが、ゴマサバというのがあります。斑点のついたサバなんです、非常に油が強い魚なんです。これがほとんど市場価格が、ゴマサバの場合は余り売れないんです。生で食べちゃうとあたりますので。従って、非常に市場性がないということで漁師さんがとってもほとんど捨てているという状態を、今、一生懸命開発されて、ゴマサバは塩にして焼いたらほんと

においしいんです。そういうふうな、あるものをどう生かすか。今まで捨てていたものをどう生かすかという工夫をしながらまちおこしをやっていると。

美祢市もせっかくなたくさん資源を持っておるわけですから、これがうまく稼働するような方法のために、幾ら川上はそれぞれの県補助金をとりながら整備をしても、それを今度は加工して付加価値をつけてそして今度は販売をするというところの川下で非常にうまくいかないとこの事業は成功しないのではなかろうかと、こういうふうに私は懸念しております。

そこで、一つはそうした川上をもっと精力的に短期間でできるような方法をお考えがあるかどうか1点。それから、2点目は、今の農林開発の資金投入もできてないという状況の中で、販売もそれからマネージャーもないというような状態の中で、市長が幾ら社長であってもなかなかその変は難しいだろうと思うんです。従って、私はこの事業を成功させるためには、美祢農林開発にこだわることはなくして、将来的には竹の子の加工業者でもいいし、極端な言い方をしたら建設業者でもいいと。だれでもいいから手を挙げて、この事業について協力してやろうというような事業体制をとることが大事であろうと思うんです。その辺のお考え。

2点ほど再質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の御質問ですが、私はサバというのはゴマサバとマサバがあるとは知らなかったです。食べるだけです。竹はいろんな種類があるのは知ってましたけど。要らんことを話しよったら質問を忘れてしまいましたけど。

川上と川下の話ですね。川上にかかることは、先ほど申し上げたように、県の森林税を使わせていただいて、精力的に森林の整備、竹林の整備を行っているところです。これは、県が非常に御理解があるということで、優先的に今美祢市に対して御配慮を賜っております。というのが国庫補助事業でありました川下に当たる今の竹の子の加工施設、それから法務省とのかかわりのあります竹箬の刑務対応、この辺のことを県の林業関係のところからトップが非常に御理解を賜っている。私も県のほうにお伺いをして話をさせていただいておりますけれども、やはり川下をきちっとやるためには川上がやっぱりなくてはならないということで、この森林整備にかける県の意欲というのは非常に強いものがあります。また、そのモデル的な

ケースとしてこの美祢市をとらえておられるというのも強く感じております。

ですから、この竹箸の販売につきましても、実は県の審議官クラスは御自分でセールスをしていただいております。私のところの竹箸を。そのぐらい今一生懸命で、実際にその実績も上げていただいております。

今おっしゃった竹林の整備です。森林組合、カルスト森林組合、ほんとによくやっただけでいいです。私もいつか話しましたけれども、美祢農林開発株式会社、美祢市とカルスト森林組合の共同出資の会社ですけれども、その立場もありますけれども、それを離れてもカルスト森林組合は美祢市の竹林の整備のために本当に竹林を含めた山の整備のためにほんとに一生懸命やっただけでいいです。

ただ、非常に広大な山を持っておりますし、この林道整備、かなりの労力も要するということ。ですから、森林組合だけでは対応できないということも考えられるというふうに考えております。今おっしゃられたように、非常に多いし、それと非常に持つておられる山が小さいということです。ですから、大きなお金に変えられる山が団地としてあれば仕事がしやすいんですが、それが非常に小さい形で存在をしていると。その総合体として美祢市の美しい山があるということです。これが現状です。ですから、それに対応するためには、それに対応するなりの整備のためのお金とそれからその力が必要だという思いはあります。その具体的にどこの企業者というとかいう名前を出されましてけれども、やはりお力をかりる必要もあろうかというふうにも思っております。

これは全体的な整備をやっていこうというこれから計画がありますので、その中でどういうふうな位置づけをするかということを考えさせていただきたいというふうに思っております。

2点目は何だったですか。（発言する者あり）指定管理者制度がうまくいくようにということだったと思うんです。具体的には何だったですか。話すと忘れるんです。申しわけない。ちょっと簡略に言ってください。ちょっと座りましょう。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 私が要らんことを言いよったために焦点がぼけたかもしれませんが、いわゆる今美祢農林開発が川下を請けになってやっておられるんですが、市長が社長ということですので、市長の今の業務からしたら、とてもじゃないけど直接指示するとかいうのは不可能であろうというので、将来的にはどなたでも手を

挙げて公募ができるようなきちんとした事業の組み立てをされたらいかがですかと、こういうことを申し上げました。

もう一つは、市長の答弁の中にありました、しいては林業農家の所得向上というところまではいいんですが、ほかの市町村で取り組んでいるのは、この事業を通して人材育成をどうするのか、それからまちづくりをどうするのか。それからもう一つは、技術開発、これをどうするかというので今一生懸命全国的に取り組んでおられますので、これが他の市町村でもっと先行していきますと、美祢のほうは箸が全国で初めてつくる唯一の場所であると言われても、遅れをとるんじゃないだろうかという懸念もあるんです。そうした意味での指定管理者制度で今やっておくわけですが、もう少しそれが事業として、だれでもと言ったら失礼ですが、やれるような体制づくりといえますか、事業の構築を図られたらいかがでしょうかという御質問でございます。よろしく。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員、申しわけなかったです。重複して質問をさせて。今のお話です。これはおとついいには提案説明の、その後の御質疑で随分いろんな議員の方から質問をちょうだいして、私はそのときにお答えをしたと思います。もう一度私のほうもそのことを御説明させていただきます。

何遍も申し上げたけれども、結局この美祢農林開発株式会社のあり方が非常にいびつな形で出発しているんで、体制が全くできてないということで、今年2,000万の補助金、ですから実質的には指定管理料に当たる部分、運営費が全くゼロの解釈ですから、それを入れることによってこの基盤を固めたいということです。

そのためには、今、一生懸命やっていただいているこのスタッフの方がいらっしゃいます。しかしながら、私が社長という立場ですけれども、現実的には、私社長ですけど市長ですから、非常に広い、広範囲なことの重大な責任を負って日々仕事をしております。ですから、この美祢農林開発株式会社の社長職務に専任でできればいいんですが、そういうわけにもいきません。ですので、現実には、この職務を統括管理をしていただく。ですからマネージャー的な存在をぜひとも必要と思っています。その方にセールス、営業行為の責務も兼ねていただきたいというふうに考えています。

実は、暫定的な形で森林組合のほうにお願いをして、優秀な人材を出していただ

きましてつないできたわけですが、やはり森林組合も限られた人材でやっておられますので、その方を美祢農林開発株式会社に取り込んで永久的にお願いするという事はもう、それはもう森林組合に対する御迷惑になりますから考えられませんので、こういう形で2,000万円を収入してきちっとした基盤ができれば、人材についても私のめがねにかなうという言い方は変ですが、お任せをできる方にひとつぜひともやっていただきたいというふうに考えております。これなくしては現実的な会社としての骨格ができないし、発展もあり得ないだろうというふうに思っております。

よろしいですか。(発言する者あり)今ちょっと忘れちゃいますからメモで書いたんですが、人材育成、それから技術と今おっしゃいましたね。人を育てるということも大切。その中には、結局この壇上でも申し上げたけれども、日本で初めて大きな流通に乗せる竹箬をつくり出そうとしているわけですから、その技術確立というものが非常に重要な部分を占めているわけです。ですから、このノウハウをきちっと仕上げられる仕組みもつくっていききたいというふうに思っているということもつけ加えさせていただきます。

以上です。

議長(秋山哲朗君) 竹岡議員。

24番(竹岡昌治君) 非常にわかりやすい御答弁をいただきましてありがとうございました。これをもちまして私の持ち時間は大分ありますけれども、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

.....
議長(秋山哲朗君) この際、暫時13時50分まで休憩をいたします。

午後1時39分休憩

.....
午後1時52分再開

議長(秋山哲朗君) 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。南口彰夫議員。

〔南口彰夫君 登壇〕

21番(南口彰夫君) 私は、情報管理について市長にお尋ねをしたいと思います。まず、確認をとりたいたんですが、ここに美祢市例規集というものがあります。こ

ここに書かれているものは、美祢市の法律、こう解釈してよろしいですか。まず市長。ええよ、一言立てて、いいやならいいや。例規集ちゅうものは、普通例規集ちゅう言葉は余り市民生活は使わんのです。ですけど、私たちの解釈は美祢市例規集というのはそれぞれ条例という形で定められていますが、これが美祢市のルールであり美祢市の法律だという解釈でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございます。

それでは、この美祢市例規集の中で、第4節情報管理ということで、美祢市情報公開条例並びに美祢市個人情報保護条例についてまずお尋ねをしたいと思います。

既に御承知のこととは思いますが、美祢市情報公開条例には「この条例は市がその行政の諸活動について市民が説明する責務を有していることにかんがみ、行政の透明性の向上を図るため市が保有する公文書の開示を求める市民の権利を明らかにし、及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、行政の公正な運営を図るとともに、その運営に対する市民の理解及び信頼を確保し、もって市民の行政への参加を一層促進することを目的とする」ということがうたわれています。

しかしながら、この個人情報保護条例には、同じく第1条、「この条例は自己の個人情報を管理する権利を保証し、個人の権利、利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適切な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする」というようにうたわれているわけであります。

既に御承知のように、美祢市では坪井康男さん、臼井壯一さんを原告に、美祢村田市長が被告となり、四つの裁判が行われています。さきの議会でも申し上げたように、この裁判をたびたび傍聴してきた経過、その審議の中で、明らかに個人情報が大量にその裁判所に提出されている。この個人情報が明らかにこの個人情報保護に値するのではないかと思われるような内容が公然と議論がなされています。しかるに、それが正統に情報開示請求において行われたものなら、もしくは裁判所の命令によって情報開示が求められたものなのか、私にはわかりません。

そこで、ぜひ一度整理しておく必要があるのは、情報管理に関してこの情報公開条例と個人情報保護条例の開示されなければならない情報と守らなければならない

情報とは何かということについてまずお答え願いたいと思います。

2点目に、高齢者への給食の配食事業の裁判で、現在の原告坪井康男さんと臼井壯一さんの主張と併せ、美祢市側の意見、論争が既に丸2年以上行われています。裁判が既に15回、16回に至っており、裁判費用は数十万から数百万に上ってきているのではないかと考えられます。そういう点も含めて、ほんとに今の争点、お互いの主張の違いと現状がその主張の争点がどうなっているのか、この2点についてまずはお答え願いたいと思います。

〔南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 南口さん、今あなたがお答えになったものが美祢市の法律たる条例ですが、ルールが載っています。議場のこともルールがあります。この議場のことは議長が采配するのと、その辺お忘れないように。

それでは、南口議員の第1の御質問にお答えをします。

本市の保有する情報の開示については、美祢市情報公開条例に基づいて実施しております。この条例の目的は、行政の透明性の向上を図るため、市が保有をする公文書の開示を求める市民の権利を明らかにすること及び情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めることにより、行政の公正な運営を図るとともに、その運営に対する市民の理解及び信頼を確保し、もって市民の行政への参加を一層促進することにあります。何人も、この条例に定めるところにより、情報の開示を請求することができ、市は請求があったときは開示をしなければならないと定めております。

ただし、開示に当たっては、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参加を促進するため、情報の原則開示としつつも、情報の開示をしないことについても合理的な理由のある必要最小限の情報を情報開示の対象から除外をし、不開示情報、ですから開示しない情報として限定的かつ明確に類型化して定めておまして、開示請求があったときは請求内容を十分検討吟味し、みだりに不開示情報を開示することを戒めております。

不開示情報に該当するものについては、個人に関する情報、また公にすることにより個人の権利、利益を害するおそれがあるもの、また法人や事業を営む個人の情

報で、公にすることにより権利、競争上の地位、その他正統な利益を害するおそれがあるものなどがあります。

また、係争中、ですから裁判中ですね 係争中の訴訟に関する情報など、公にすることにより市の権利行使が損なわれるものなどにも不開示情報に該当します。

なお、開示請求があった情報のうち第三者の情報が含まれるときは開示・不開示を容易に判断することが困難な場合など、第三者に不利益を与えるおそれがある場合には開示・不開示の判断に慎重を期するために第三者から意見を求めることとしております。

情報公開の実績についてであります。平成20年度は12件の開示請求があり、うち5件を開示し、7件は不開示情報を除いて部分開示をしております。本年度は現在まで11件の請求があり、うち5件を開示し6件を部分開示という状況であります。

次に、個人情報保護条例についてであります。

この条例の目的は、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利、利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応をいたした個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有をする自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することにあります。

従いまして、何人もこの条例に定めるところにより、自己 自身です 自己に関する個人情報の開示を請求することができ、市は請求があったときは開示をしなければならないと定めております。ただし、開示請求者以外の個人に関する情報、法人や事業を営む個人の情報で、公にすることにより権利、競争上の地位、その他正統な利益を害するおそれがあるものなどは、不開示情報として定めております。また、第三者に対しても情報公開条例と同様、権利、利益保障の措置をとることとしております。

個人情報の開示請求は、平成20年度では実績がありません。本年21年度は、現在までのところ1件請求があり、開示をしております。今後とも引き続き情報公開条例、個人情報保護条例に基づき、市が保有する公文書、個人情報の適正な管理、公開に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、第2の高齢者への給食の配食事業の裁判、現在の原告と被告との争点は何

かということについてであります。

高齢者等への配食サービス事業の実施に当たって、事業を委託しております団体への不当利得返還請求等の行使を怠っているとして、美祢市に対しまして、違法確認請求及び損害賠償請求の住民訴訟が現在4件提起をされているところであります。これらの訴訟の概略につきましては、さきの6月定例議会で南口議員の一般質問において答弁をしておるところでございますけれども、概略を申し上げますと、1件目の訴訟は、平成19年4月に訴状が提出をされており、これは配食サービス事業に係わる備品の貸し出し先への返還請求権を市が怠っているということについての違法確認請求がなされているものであります。

2件目の訴訟は、平成19年6月に訴状が提出されており、これは平成18年度の配食サービス事業委託料の過払いに係わる返還請求を市が怠っていることについての違法確認請求及び損害賠償請求がなされているものであります。

次に、3件目の訴訟は、平成20年2月に訴状が提出されており、これは配食サービス事業に係わる備品の貸借による損害賠償請求を市が怠っていることについての違法確認請求及び損害賠償請求がなされているものであります。

最後に、4件目の訴訟は、平成20年9月に訴状が提出されており、これは平成15年度の配食サービス事業委託料の過払いに係わる返還請求を市が怠っていることについての違法確認請求及び損害賠償請求がなされているものであります。

これらの訴訟につきましては、すべて特定の配食サービス事業者に係るものでございますけれども、現在までに16回の口頭弁論等が行われており、裁判に関する内容についてはいずれも現在、係争中でありますので、答弁を差し控えさせていただきます。

壇上での答弁については以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 情報管理にかかわって情報公開条例と個人情報保護条例、非常にこれ両刀の剣で際どいんです。ところが、今の説明でいくと、情報公開条例はできる限り幅広く行おうが、個人情報に触れるような分についてはできる限りチェックをして、それは出さない。ところが、その反面、個人情報は団体等も含めて、守らなければならない。ですから、情報公開条例を求められたら開示する際に、その守らなければならないものをどう守るかという発想がないんです、今の説明から

いくと。できる限り開示するために必要な範囲内で、でも出せないものは何なのかという解釈で、ですから、そこで個人情報保護との関係で、出してはならないもの、守らなければならないものということは、情報公開条例等を開示請求だけで見るならば、そこでの確な判断が100%つくということにはならないのではないかと。その説明の中に、今の市長の説明の中にもう一つあったのは、当然必要であれば、その開示請求に対して関係する当事者を含めて意見を聞くということを行わなければならないということが、行わなければならないと解するか、行うことができると解するかも含めて、開示する際には逆に慎重に、その当事者に含めてその意見を聴取する、ある程度義務ということが言えるものではないかと思いますが、その点はいかがですか。

議長（秋山哲朗君） 田辺次長。

総務部次長（田辺 剛君） 只今の南口議員の御質問ですが、情報公開条例と個人情報保護条例で、個人情報に関する取り扱いが相違があるのではないかとというような御質問だったと思いますが、基本的に、両条例とも開示できないものとして個人情報は同じ取り扱いでつくられているというふうに私は理解しております。

個人情報のほうも自己、請求する人の情報については公開しますけれども、それ以外の第三者の個人に関する情報については情報公開と同様に保護されているということでもあります。

それと、法人等の利益が損なわれるかどうかというような、不開示情報に該当するかどうかという判断が明確にできない、明確にすることが難しい。特に第三者の意見を聞くケースがありますが、それは義務ではなくて、この条例上、聞くことができるということ、より開示・不開示を判断するのに慎重を期するためにそのような第三者の意見を聞くことができるという条項を設けているところであります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そうすると、情報開示をできる限り市民の求める必要に応じて開示すると。しかしながら、間違っただけで個人情報が流れて、非常にその人が傷ついて損害をこうむった。文句がありや裁判所に行って訴えて損害賠償を請求せえというだけじゃ事は済まないだろうと思うんです。ですから、できる限り慎重に、それで意見を聞くことができるということの措置をとることが必要なんで

はないかと思えます。

これ「日本国憲法」というのがあるんです。余り引くことはないんですけど。私もこの「日本国憲法」をここで、議場で読み上げるのは恐らく10年ぶりではないかと思えます。この日本国憲法の第17条に、「何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体 首長に、首長を被告にしてその賠償を求めることができる」これが先ほどちょっとまざっていますが、情報開示との関係で申したように、裁判所に今配食サービスにおける裁判所で議論をされちよる中では、個人情報保護に当たるものと思われる資料が相当流れていると。このことについては、私の任期がある限り、もし個人情報に触れるものが流れているなら、その流れた経過とルートを含めて調査をし、必要であれば裁判所に行く前に市長にお尋ねをしたいと思っております。

そのことをまず御理解をいただいた上で、日本国憲法第16条「何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正、その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」ここが微妙なんです。本来、日本国憲法に国民の請願権をうたったのは戦後なんです。それ以前にはお上に物申すということは御法度だったそうです。この日本国憲法は昭和21年11月3日、吉田茂内閣総理大臣のときに制定をされて国民の請願権。しかもわざわざ丁寧に、「かかる制限をしたためにいかなる差別待遇も受けない」だから、お上に訴えたら、何かと差別を受けるといようなことがあってはならないと。時々、請願を出したら、名前がオープンにされたら困るから、後で名前を消してくれとかいうようなことは美祢市と美祢市議会にはないだろうと思えます。安心をしております。

しかし、先ほどあるように、坪井康男さんが少なくとも行政の今までの配食サービスも含めて、あり方に、裁判所において問題提起をなされています。そこでお尋ねをしたいのは、この裁判で、先ほど市長が言われたように違法の確認、損害賠償の請求、これに応じなければならぬ事実があるのかないのか。それは市長個人にお尋ねするんです。この3年間、もう裁判が3年目に当たっていますから、裁判所で訴訟中だから、訴訟の結果を受けてということと言われるのか、それとも、いや行政サイドから見て、その悪いところがいっぱいある。まして委託業者も厳しく、損害賠償も含めて処罰をしなければならぬとお考えなのか、それともそうした不

十分や 事務上の不十分というのは裁判所で裁判官が言ってますので、事務手続上の不十分はある程度認められ、行政側も改善が図られているのではないかと。これは裁判官の発言で出ていますので、記録で。ですが、今言われたように、違法の確認、それから損害賠償の請求、これに応じなければならないような要素があるのかないのか。行政側と委託業者が、悪い点があるのかないのか、その点を率直にお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員、率直に答えます。今、私どもは被告の立場です。係争しています。それがあろうであれば裁判をしております。受けて立っております。いつの議会だったかな。最近では毎月臨時会も含めてありますので、いつの議会か忘れちゃったけれども、先日何かの質問のときに、私が、この配食サービス事業については、市は一点の曇りもなく公明正大にやっているというふうに申し上げたと思います。これはひいて言えば、今現在6事業者の方にこの仕事をやっていただいております。大変な仕事です、安否確認を含めて。ということは、ひいて言えば、その事業者の方が、無論いずれの事業者におかれても違法な行為をされる余地はないというふうに私は理解をしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ありがとうございます。ところが、ランチ工房美祢さん、株式会社タケオカさん、この方は気の毒ですね。また新しいチラシが配布された。これは事実としてどうなっているのかと、先日市民の方から声が寄せられました。良識ある美祢市民の皆さんへということで、ここにも坪井康男さんと臼井壯一さんの名前が出ています。これはどうも私自身が議会で報告も受けたことがないし、事実を確認していません。このチラシがどういう趣旨のものかということは見ればわかるんですが、こうしたチラシを、少なくとも市長や議会で承知をされておるかいなか、それと、それに係る署名、これは先ほどあった請願権で、以前は要望書、陳情書、こういうものもなかったんですが、請願という形で法律上明記されてから要望や意見書というものが出てきていますから、こうした要望書はたくさん行政に寄せられるだろうと思うんです。

ところが、これよく読むと、中身が事実かどうか確認できないので安易な発言は

できないんですが、これが少なくとも市の側に、市民が聞いたのは、これを市長もしくは議長のほうに提出するということがあったが、それが実際どうなったのかということでもありますので、私も初耳なので、まずその点をお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 田辺次長。

総務部次長（田辺 剛君） 今、南口議員がお尋ねの件に関する要望書が市のほうに提出されております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） もう時間もありませんので、ここに書いてあるのが事実かどうかも含めて、今後調査をしていきたいと思います。

これが事実でないということであれば、団体及び個人の名誉を著しく傷をつけている。刑事も民事も含めてです。これは本人がどうかということよりも、私も議会人ですから、このようなチラシが公然とまかれる。ここに私の名前があればということ想定しながら、今後弁護士と相談をしながら、きちんと対応していくことが必要なのではないかと思っています。

そうした時点が来れば、その都度必要であれば、受けたということになれば公文書に当たりますので、開示請求も含めてしていきたいと思いますが、それに対しては真摯に対応していただけますかどうか、最後にお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 田辺次長。

総務部次長（田辺 剛君） 先ほどから情報公開に関するお答えの中で、不開示情報に該当するもの以外は原則として開示するということになっておりますので、情報公開条例に基づいて適正に対応していきたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

.....
議長（秋山哲朗君） この際、暫時2時40分まで休憩をいたしたいと思います。

午後2時22分休憩

.....
午後2時40分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 登壇〕

6番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。今回は、高過ぎる国保税は引き下げられないか、国保税を下げて市民の暮らしを守るべきではないかと、市長のお考えについて質問いたします。

国保の加入世帯の状況は、以前では、自営業者や農家高齢者が主に加入するもので、5人以上いる会社は政府管掌の健康保険でした。ところが、この間の不況の中で、企業の倒産、リストラによる国保に加入、アルバイトや非正規雇用の増大、さらには医療費の自己負担が3割で統一されたことから、事業所が保険料の会社負担を避けるために政管健保から抜けるという事業所も出てきました。そのために、美祿市では国保加入世帯がことし4月で4,349世帯で、被保険者数が6,964人になっています。

国保税は、国庫負担の削減による影響、さらに税制の改悪による影響、毎年のように値上げで、支払い能力の限界を超える負担になっているのではないのでしょうか。国保税が払えない滞納世帯は、20年6月では710世帯、21年6月では773世帯となっています。国保から抜け出された75歳以上の方の保険証、後期高齢で75歳の方が別になったのですが、その短期証は3カ月か6カ月で期限付きの保険証ですが、その方が60人もいらっしゃるということです。

滞納の方はわざと滞納しているわけではなく、払いたくても払えないのです。また、少ない年金から、そして少ない収入の中から、食費を削りながら、農家においては農業の赤字の部分を補てんしながら生活を切り詰め、保険税を払っている状況です。市民の生活の安心・安全をお考えなら、国保税を引き下げるべきではありませんか。市長さんのお気持ちをお尋ねします。

壇上からの質問は終わりますが、答弁によっては発言席にて再質問をさせていただきます。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 三好議員の国民健康保険税の引き下げについての御質問にお答えいたします。

高過ぎる国保税を引き下げて市民の暮らしを守るべきではないかということであ

りますが、国民健康保険制度は、農林水産業者、先ほどおっしゃいましたね。及び自営業者を中心とし、他の医療保険に属さないすべての方を被保険者としているため、高齢化の進展や産業構造の変化等の影響を受けやすく、医療給付費が増加しているにもかかわらず、景気の低迷等により保険税の収入の伸びは低く推移をし、大変厳しい財政状況にあります。

この制度を支える国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び40歳から64歳までが対象となります介護納付金分に区分をされております。それぞれ所得や資産、その人の負担能力に応じて負担していただく応能割の部分と一人当たりの均等割及び一世帯当たりの平等割からなる応益割部分で構成をされているところであります。

平成20年度の国民健康保険税につきましては、合併協議によりまして旧一市二町の合併協議です。合併協議によりまして後期高齢者医療制度の創設等の大幅な医療制度改革を考慮し、旧美祢市を基本として税率等を決定したという経緯がございます。この税率をもとにした当初の試算、試しに全体を計算したことによれば、赤字になるということは必須でありました。しかしながら、不足する財源につきましては繰越金や基金を充当するということにより、数年間に対応することとし、税率等が決定をされたという経緯があります。

なお、中間所得層及び低所得者層の被保険者の方に対しまして、均等割、平等割を軽減する制度が設けられておりまして、これらの制度の適用により負担の軽減に努めているところであります。

また、災害等の特別な事情により保険税の納付が困難な方については、美祢市税減免基準に関する規則に基づき対応することといたしております。

美祢市の平成21年度当初予算の数値であります。一般被保険者医療給付費一人当たりの保険税額は、県下13市中3番目に低い額となっております。しかしながら、医療給付費、これはお医者さんのほうに払うお金です。年々増加傾向にありまして、平成21年4月診療分では、一人当たりの費用額は県下20の市町の中で、全体です、市町を合わせた20あるんですが、その高いほうから2番目です。

このように、保険税収入が低迷をする中で、医療給付費の増加傾向は今後も続くと考えられますので、疾病の予防、それから早期発見、早期治療に向け、特定健康診査等保健事業をさらに充実をさせまして、症状の重症化や長期化を防ぐ必要があ

ると考えておるところでございます。

国民健康保険に関する主な費用は、保険給付に要する経費、それから後期高齢者支援金等、それから介護納付金、それから保健事業に要する経費等で、これらの費用は、保険税のみならず、国及び県の負担金等、それから療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、それから一般会計からの繰入金をもって財源としております。

国保会計においては、一般会計から法に定められた保険基盤安定繰入金のほか、職員給与費等、それから出産育児一時金及び国保財政安定化支援事業に係ります所要額等を繰り入れることになっておりまして、この平成19年度におきましては、一般会計から約2億9,300万円を繰り入れております。

しかしながら、これらの繰り入れを行っても、単年度、1年間の実質収支では赤字ということで、繰越金約7,400万円、それから基金3,000万円、それぞれ取り崩しによって対応してきたということになります。財政状況は非常に厳しさを増しておることを御理解いただきたいと思っております。

また、平成20年4月には、75歳以上の後期高齢者医療制度が創設されるとともに、65歳から74歳の前期高齢者医療費に関する財政調整、それから退職者医療制度の廃止及び平成26年度までの経過措置等大幅な医療制度改革が実施をされました。平成19年度と平成20年度での比較では、今後の国保財政を予測することが大変困難な状況になっております。

そのような中、国民健康保険税の改定につきましては、今後の被保険者や医療給付費の動向を見きわめることが非常に重要であるというふうに考えております。国保事業そのものを壊してしまいましたら大変なことになりますから、これは非常に重要なことというふうに考えております。必要なときに安心をして医療が受けられるよう、長期的な試算を行いまして、支出額を適正に見込むとともに、それに見合う保険税の収入を確保して、市民の方にとりまして大切な国保の事業が破綻を来さないよう、安定的な事業運営をしまいる所存でありますので、市民の皆様、議員の皆様のご御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

壇上よりの回答については以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 市長の、景気の低迷で国保税の収入の伸びが低いと言われましたが、それだけ国保世帯の生活が厳しいということのあらわれではないでしょう

か。貧困と世界的格差の広がり、社会的格差の広がりは大変深刻です。とりわけ高い国保税、保険税の国保税の払えない人たちの保険証の取り上げなど、命の格差まで生み出しているのです。負担の軽減制度や減免制度があると言われましたが、この制度を知らない方が多くいらっしゃるのではないのでしょうか。知らせてあげることが大事だと思います。

特別な事情について5点ありますが、災害、盗難に遭ったとき、2点目として病気、負傷したとき、3点目として事業を廃止、休止したとき、4点目では事業に著しい損害を受けたとき、5点目はこれらに類する理由の5項目があるのですが、こうしたことが市民の皆さんに知られてあるかどうかをお尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） それでは、三好議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、負担の軽減制度についてであります。国民健康保険制度におきましては、保険税の負担が一般的に重く、特に低所得者の負担が極めて重いものと認められていることから、低所得者に対する保険税について、軽減措置が設けられております。

保険税におきまして、前年度または当該年度における応益割合、これは均等割、平等割の部分となりますが、45%以上55%未満の市では7割・5割・2割の軽減制度があります。2割軽減につきましては、平成19年度までは申請によるものとされておりましたが、平成20年度からは7割・5割・2割軽減すべてにつきまして職権で減額を行っておりますので、特に手続の必要はない状況であります。

しかしながら、被保険者の方には無収入であっても収入について必ず申告をしていただく必要がありますので申し添えます。

それから、減免制度についてですが、天災やその他特別な事情によりまして一時的に保険税の負担能力を失った方については徴集猶予や納期限の延長を行います。それでも納付が困難であると認められるような場合には、美祢市税減免基準に関する規則に基づきまして救済措置をとることとしております。

この制度は、個々の主観的な事情に基づきまして、客観的に見て負担税力が著しく喪失しているものに対しまして行われるものでありまして、特定の方に一律に適用すべきではないと考えております。

年度途中で減免を行う場合は、未到来の納期に係る税額に限り対応するものであ

りまして、既に納期が到来して未納になっている税額について対応するものではありませんので、よろしくお願ひします。災害等で保険税の納付が困難となった場合には、窓口のほうで相談をしていただき、個別に対応をしていくこととしております。

減免の規定につきましては、市民税及び固定資産税の減免と同様な基準となっておりますので、申請のあった場合には税務課と十分に協議をして、連携を図り対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） この申請減免があることすら知っておられない方が多いのではないかと思います。そして、この制度を滞納者の方が知っておられるかどうかということで、この制度を知らずに国保が高いので食べるものも儉約をしながら払っておられる人も多いかと思います。そしてまた、国保を払ったけれどあとの生活ができなくなって消費者金融に手を出したとか、それがもとで多重債務に陥ったとかいうことがあるのではないかと思います。ですから、こうした制度をしっかりと周知徹底していただきたいと思います。

ところで、国保会計の基金を調べましたら6億円ありますが、これは一体一人当たり幾らになるんでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（秋山哲朗君） 山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 19年度末になりますが、6億2,887万6,000円で、一人当たり直しますと5万4,458円となります。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） こんなにも基金があつて、一人当たり5万もあるのに、これを崩して国保税を安くするということがほんとに大事ではないかと思います。そして、基金の保有額を他の市の状況も調べてみました。そしたら、隣の長門市では2億7,000万、山陽小野田では8,200万、世帯戸数が大体似ている周防大島町では30億円なのです。ごめんなさい。3,000万円 間違いました。（「三好議員、ゆっくり」と呼ぶ者あり）1億3,000万です。済みません。なのです。それで、ほんとにこれがどのくらい動いているかというのが調べたかったのですが、後期高齢医療制度の導入でできませんでしたが、ほんとに美祢市は異常

に高いのです。

こうしたことから、今のような経済情勢の中で、取り崩して国保の引き下げに充ててもいいのではありませんか。国保税が安くなれば滞納者も少なくなり、収納率も上がるのではないかと考えますが、この基金を取り崩してお考えはありませんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 先ほどの市長の答弁でもありましたが、平成19年度、それから平成20年度におきまして、単年度収支については赤字です。本年度の予算書を見ていただければわかると思いますが、平成21年度においても基金の繰入金1億1,867万5,000円、それから繰越金4,889万1,000円、合計で1億6,756万6,000円を充当する予算となっております。言い換えればそれだけ赤字が見込まれるということになります。

また、9月1日に国保新聞が出ていたんですけど、一人当たりの医療費が来年度は5%程度伸びるということで、これは医療の高度化によるものと説明がされておりましたし、被保険者につきましても増加が見込まれるということでありました。

それから、医療費のほうなんですけど、平成21年5月分を見ましても、100万円以上の医療費がかかった方が17名いらっしゃいます。やはり必要な医療は受けていただかなければなりませんので、このように医療の高度化によりまして予測のできない医療費がかかる状況も出てくると思いますので、それに備える必要があります。それに備えるためにも基金をある程度保有することは必要だと考えております。

このような状況で、安易に保険税を引き下げることができないと考えております。基金についても限りがありますので、今後、単年度ずっと赤字が続くようであれば、また保険税の改定という話にもなってくるかと考えておりますし、先ほど議員さんが、保険税が安くなれば滞納が少なくなると言われましたが、滞納がなくなれば保険税を引き下げること将来的には可能になるんじゃないかっていうような考え方もあると思いますので、滞納について、徹底して少なくなるように努力をしたいと考えております。以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 今、ある程度の基金は必要だと言われましたけど、ある程度

の度を超していると思います。6億もあるので。今の市民の皆さんの声で一番多く寄せられているのは、介護保険が高いと、国保が高い。そして仕事がない。この先どうなるのだろうかという、そんな不安な気持ちが多いのです。

そして、保険証の状況なんかを見ますと、未交付というところがあるんですが、これは何かと聞けば、短期の方で保険証を取りにこられない人だということでした。この未交付が112世帯もあるのです。この短期というのは3カ月と6カ月の国保証をもらうため、3カ月と6カ月の国保証が期限が切れているのですが、この国保証をもらうためにわずか2,000円か数千円を握って役場の高い敷居をまたげて窓口に来て、その数千円で保険証の3カ月か6カ月のをもらうと。ほんとにこれはつらいことだと思います。行きたくないけど病気になったから行かなきゃいけないかなと、そんなほんとにつらい気持ちがあると思います。こういう方たちは多分選挙にも行かれないだろうと。だから意思表示もできないのではないかと思います。この国保証さえ出れば何人かの方たちの滞納も済むと、先ほど言いましたけど、済むのではないかと思います。

滞納の方の年齢を見ますと、50代から70代の方が460人おられます。これ圧倒的に多いんです。この年代はちょうど病気も出るところです。これで未交付ということは未保険と全く同じではありませんか。病気になり医者にかかれない。かかりたいけど全額、保険証がないので窓口では全額払うようになるわけですから、医療費が余りにも高くてもう我慢をしてしまうと、医者にもかかれない、我慢してしまう。そして、病状が悪化して重くなって、救急車で運ばれたときはもう手おくれだったとかいうこともあります。

私もちょっと、あの方は国保ではありませんでしたが、御家族の方が国保の滞納があって、自分はもうこれは大変だ、医者代がかかると思って、多分そのことを心配しておられたと思います。ずっと家で、がんの方でしたけど、家でずっと寝ておられました。そして、親戚の方から、あの人を何とかしてねって電話がありまして行きました。そしたらもう、かなり手遅れだったわけなんですけど、こんなふうに、もうほんとに皆さん、病院に行くのを我慢しておられます。

先ほどの答弁の中で、早期発見、早期治療、早期治療で症状の重症化や長期化を防ぐと言われましたが、国保証をもらいに行きにくくて受診を控えて病状が悪化したケースはたくさんあるのです。

国保世帯の多くの方は、一定のお金が毎月入ってくる、そんな生活ではないのです。このような不安なお気持ちがおわかりでしょうか。払える国保にすることが市民の命と安心を守ることはありませんか。国保税を引き下げるべきではありませんか。市長さんにお尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員、三好議員の優しいお気持ちはよくわかります。現実、生活に追われて国保税が払いづらいという御家庭もあるのもよくわかっております。今おっしゃいましたように、お医者さんにかかりたくてもかかる保険証がないとほんとにお困りになるということが、この国保がなくなってしまうと、ほかの保険ですね、会社の保険とか政管保険に入っておられる方を除いた方はすべて国保に入られるわけですから、この国保そのものがなくなってしまうと、事業が破綻してしまいますと、そういう状況が起こってくるということです。ですから、それを避けるために今、一生懸命この国保事業を運営しておりますし、今、基金の話もありましたが、この冬も恐らく新型インフルエンザが非常に早いスピードで広く蔓延するのではないかという報道も出ておりました。そうすると、急激に医療費も上がってまいります。そういうことにも対応するということ。

それと、先ほど山田部長が申し上げたように、この基金そのものが今、毎年赤字がふえていくという想定の中でやりながら保険税を上げないという中で今、合併新市は出発しております。ですから、もうこの取り崩しのできる金というのはどんどんどんどん減ってくると。今6億とおっしゃいましたけど、ことしは、今、山田部長が言いましたように1億6,000万程度もう赤字が見込まれている。これでインフルエンザでもはやってくれますとこれが2億足りないとかそういうレベルになります。そうすると、6億あったお金というのはあっという間にもうなくなって、じゃそれから後の赤字の分はどうするのかということになると、逆に皆さんに御負担をお願いしなくちゃいけないということにもなりかねません。

ですから、今この国保税を私が簡単に、「いいですよ、そりゃ下げたほうがいいでしょう」と言ってしまったら、この国保そのものの根幹が失われてしまうということがありますので、やはり市民全体のことを考えたときには、市長としてそれは避けるべきだろうというふうに思っております。御理解をちょうだいをしたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 国保財政ですが、国の支援もあります。このたび新聞にも載っておりましたが、軽減のための措置が、調整交付金が出るようになっております。それと、今まで50% 国の支援が37まで落ちているので、これを50%にもっていくとかいう方法も、やっぱり自治体から意見を出してほしいと思います。

それはそれですが、今、市民の生活が本当に大変なんです。そんなときこそある基金を使って下げるべきではないかと思います。先日お会いした方も、介護保険と国保が高くてやれんと、働きに行けばいいのだけど、この年では働く場所もないと。お金をつくらなきゃいけない、これらを払うためにお金をつくらなきゃいけないと。そして、働くところもないので100円市に野菜を出していると。足も体も悪くなったけど、ほうてでもこの野菜を出さないとこの支払いができないと言っておられました。やはり市民の生活を守るためには、やはりこういった 別に私は国保がなくなる、先ほど市長が言われましたけど、なくしろとは言っておりません。国の支援を厚くしてほしいと言っております。国保の引き下げはほんとに市民にとって重要な課題です。命を守る国保が、ほんとに逆に今のような状態では命を縮め、命を奪っているのではありませんか。そのような国保であってはならないと思います。

それで、何としても、県下でも一、二で高い、多分人数で割ることはできませんでしたが、基金の一人あたりは県下で一番高いと思います。やはり今の基金を取り崩して国保税を下げるべきではないかと思います。

そして、調べてもらったんですが、収入に対して15%か20%の国保料ではほんとに生活を圧迫します。中には2割の方もおられると思います。支払い能力を超えている世帯があると思います。ほんとに市民の声を受けとめて命を大切にすることが、ほんとに暮らしを守るのが行政の役目ではないでしょうか。国保の引き下げはほんとに市民の命のかかった要求だと思います。何としても今ある基金の一部を使って国保税を下げて、この急場をしのいでいただきたいと思います。このことをお伝えしまして、終わります。何とかよろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございます

ました。

午後3時11分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月4日

美祿市議会議長 秋小哲朗

会議録署名議員 山本昌二

” 布施文子